

第3章 現況と課題

3.1 水道サービスの持続性は確保されているか

3.1.1 水道の普及状況

白山市の水道の普及状況は、令和4年度末で94.4%であり、石川県や全国よりも低い状況にあります。これは水道法上の水道事業（給水人口101人以上）ではない飲料水供給施設等の人口が比較的多いことが要因です。これらの施設のほとんどが組合営による運営であり、水道施設の老朽化や維持管理人員の高齢化が進んでおり、技術的基盤や財政的基盤が脆弱であり、今後の運営存続が懸念されます。このため、組合営簡易水道を含めて、上水道や市営簡易水道との統合を喫緊に推進する必要があります。

表：水道の普及状況

	総人口(A) (人)	給水人口(人)					普及率 (B)/(A) (%)	給水人口(人)	
		上水道	市営 簡易水道	組合営 簡易水道	専用水道	合計(B)		市営 飲供等	組合営 飲供等
白山市	112,639	91,734	4,873	8,378	1,377	106,362	94.4	88	4,926
石川県	1,118,692	1,070,822	30,737		4,900	1,106,459	98.9	-	-
全国	125,177,460	120,874,440	1,666,833		362,430	122,903,703	98.2	-	-

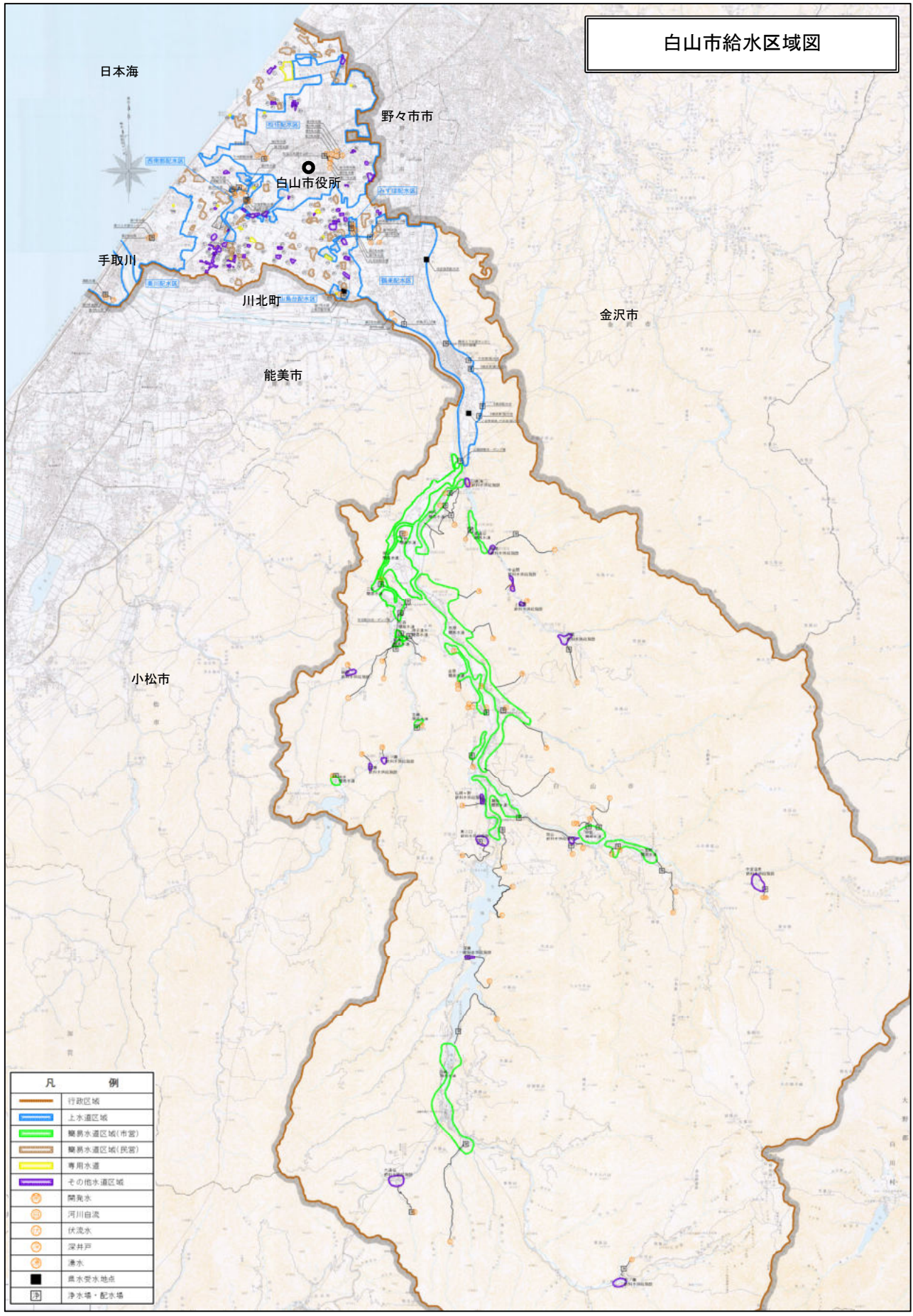
※白山市実績は令和4年度末、石川県・全国実績は令和3年度末(厚生労働省健康局水道課HP)

※飲供等：飲料水供給施設や小規模水道施設(100人以下の水道施設で水道法の規制対象外)

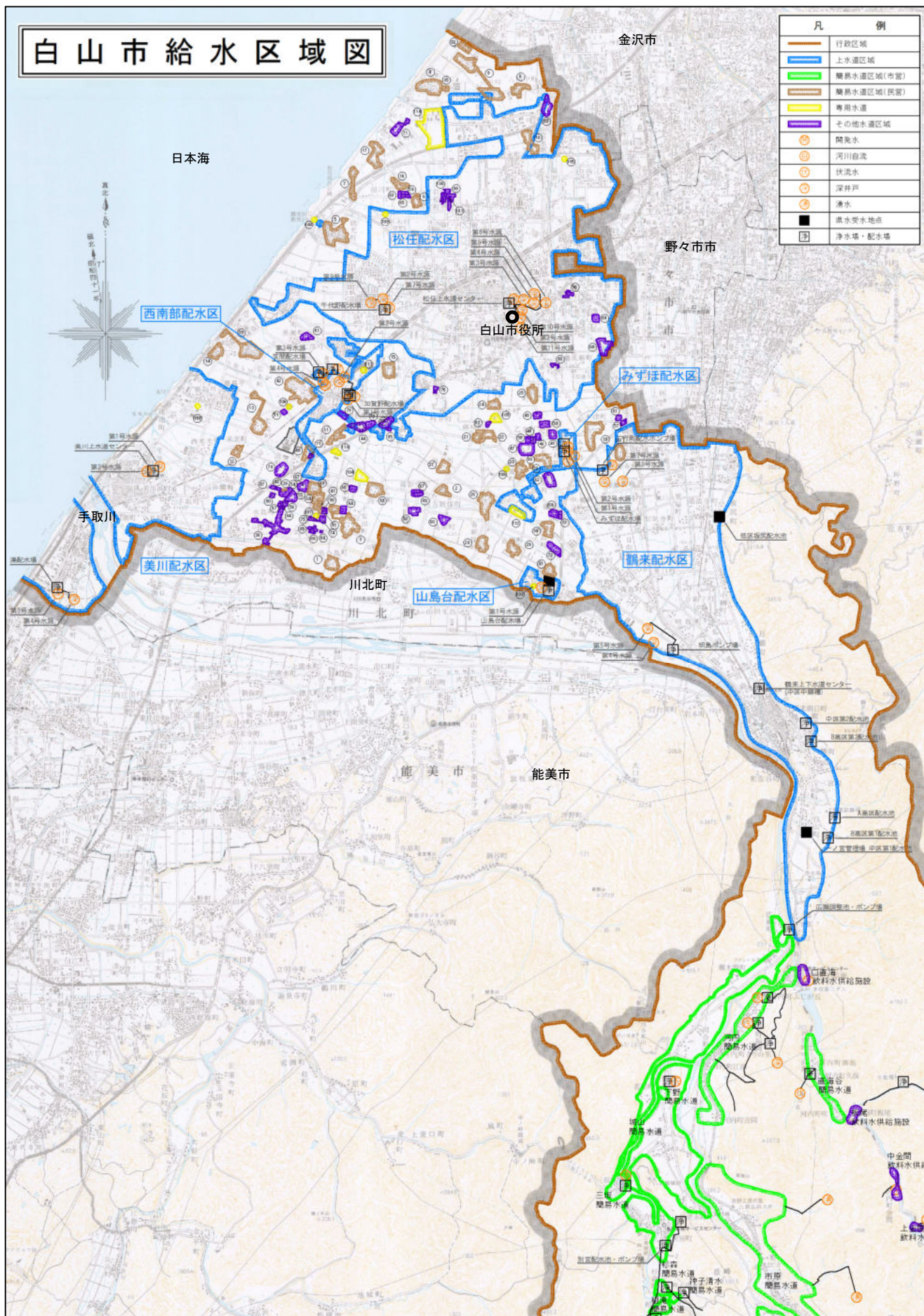
3.1.2 水道施設の状況

(1) 水道施設の配置

令和5年4月現在での白山市の平野部及び白山ろく地域の給水区域図や水道施設の配置状況を次頁以降に示します。

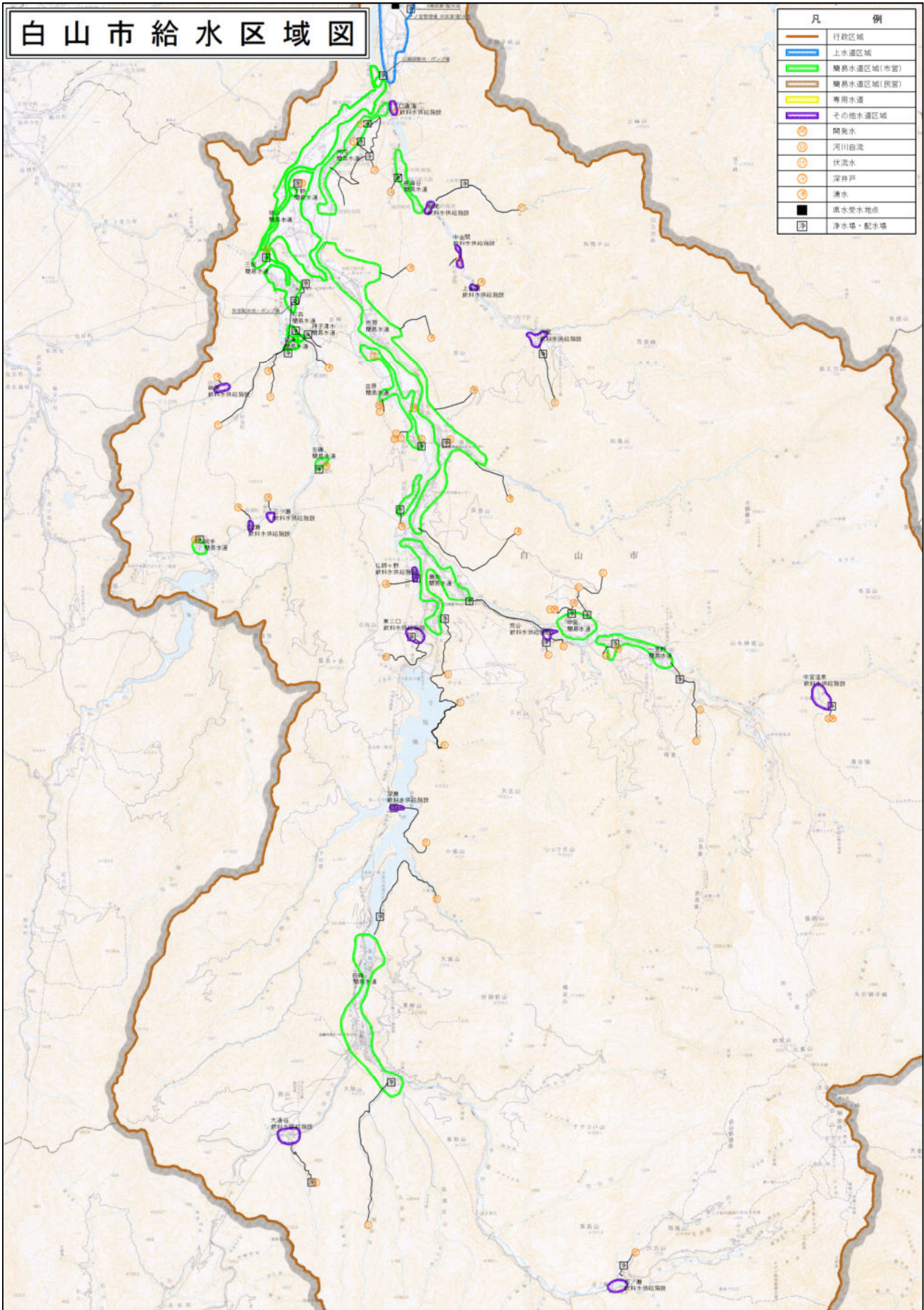


図：給水区域図（全体）



図：給水区域図（平野部）

①	出合島簡易水道組合	深井戸	⑥2	田地町水道組合	深井戸
②	内方新保簡易水道組合	深井戸	⑥3	中新保水道組合	深井戸
③	上安田福永簡易水道組合	深井戸	⑥4	ハッピータウン福永水道組合	深井戸
④	倉部町簡易水道組合	深井戸	⑥5	東相川区陽香台水道組合	深井戸
⑤	徳光町簡易水道組合	深井戸	⑥6	福新町水道組合	深井戸
⑥	東相川簡易水道組合	深井戸	⑥7	福留町南区葵水道組合	深井戸
⑦	浜相川簡易水道組合	深井戸	⑥8	福正寺町水道組合	深井戸
⑧	八田中町簡易水道組合	深井戸	⑥9	藤木町水道組合	深井戸
⑨	八田町簡易水道組合	深井戸	⑦0	水澄町水道組合	深井戸
⑩	四ツ屋町簡易水道組合	深井戸	⑦1	村井新町水道組合	深井戸
⑪	下柏野簡易水道組合	深井戸	⑦2	矢頃島町水道組合	深井戸
⑫	米光町簡易水道組合	深井戸	⑦3	リーフタウン藤ノ木水道組合	深井戸
⑬	北島地区簡易水道組合	深井戸	⑦4	石川団地水道組合	深井戸
⑭	石立町簡易水道組合	深井戸	⑦5	源兵島南簡易水道組合	深井戸
⑮	米永町簡易水道組合	深井戸	⑦6	馬渡西団地簡易水道組合	深井戸
⑯	中相川簡易水道組合	深井戸	⑦7	福留町10班	深井戸
⑰	相川新町簡易水道組合	深井戸	⑦8	荒屋柏野町西水道組合	深井戸
⑱	宮永新町簡易水道組合	深井戸	⑦9	荒屋柏野町東水道組合	深井戸
⑲	木津町簡易水道組合	深井戸	⑧0	源兵島町964～965	深井戸
⑳	坊丸町簡易水道組合	深井戸	⑧1	第11班木津簡易水道組合	深井戸
㉑	剣崎町西組簡易水道組合	深井戸	⑧2	新剣崎水道組合	深井戸
㉒	剣崎町東組簡易水道組合	深井戸	⑧3	中相川第五班水道組合	深井戸
㉓	菅波町中央水道組合	深井戸	⑧4	番田町(団地)水道組合	深井戸
㉔	平松地区簡易水道組合	深井戸	⑧5	番田町(北側)水道組合	深井戸
㉕	上二口地区簡易水道組合	深井戸	⑧6	番田町(南側)水道組合	深井戸
㉖	安古町簡易水道組合	深井戸	⑧7	御影堂南部水道組合	深井戸
㉗	長島町簡易水道組合	深井戸	⑧8	御影堂陸水道組合	深井戸
㉘	寄新保町簡易水道組合	深井戸	⑧9	橋爪町新田	深井戸
㉙	吉田町簡易水道組合	深井戸	⑨0	福永ビレッジ水道組合	深井戸
⑳	向島町簡易水道組合	深井戸	⑨1	福永57番地	深井戸
㉑	漆島町簡易水道組合	深井戸	⑨2	源兵島237番地簡易水道協力会	深井戸
㉒	緑風台団地簡易水道組合	深井戸	⑨3	田地町第二簡易水道組合	深井戸
㉓	南ひばりヶ丘簡水組合	深井戸	⑨4	ひらしまタウン水道組合	深井戸
㉔	信開オレンジシティ簡易水道組合	深井戸	⑨5	北電ポンプ会	深井戸
㉕	倉部住宅団地簡易水道組合	深井戸	⑨6	乾水道組合	深井戸
㉖	水島町簡易水道組合	深井戸	⑨7	源11組合(源平島町50番地)	深井戸
㉗	信開ホワイトスプリングス簡易水道組合	深井戸	⑨8	三浦町第二水道組合	深井戸
㉘	みすみニュータウン簡易水道組合	深井戸	⑨9	竹松北部水道組合	深井戸
㉙	松本町簡易水道組合	深井戸	⑩0	竹松西手水道組合	深井戸
④0	福留グリーンシティ簡易水道組合	深井戸	⑩1	竹松町木下グループ水道組合	深井戸
④1	グリーンタウン松任・福留水道組合	深井戸	⑩2	中日本高速道路㈱	深井戸
④2	笠間簡易水道組合	深井戸	⑩3	社会福祉法人 福寿会	深井戸
④3	安養寺簡易水道組合	深井戸	⑩4	四ツ屋町第6班簡易水道組合	深井戸
④4	荒屋柏野町中央水道組合	深井戸	⑩5	平松南団地水道組合	深井戸
④5	今平町西水道組合	深井戸	⑩6	特別養護老人ホーム松美苑	深井戸
④6	今平レインボータウン水道組合	深井戸	⑩7	石川小学校	深井戸
④7	乙丸本村水道組合	深井戸	⑩8	松南小学校	深井戸
④8	乙丸南光陽台水道組合	深井戸	⑩9	北星中学校	深井戸
④9	乙丸新田水道組合	深井戸	⑪0	EIZO㈱	深井戸
⑤0	乙丸町中央水道組合	深井戸	⑪1	ルートインジャパン㈱	深井戸
⑤1	笠間ふれあいタウン水道組合	深井戸	⑪2	学校法人金沢工業大学	深井戸
⑤2	上島田町水道組合	深井戸	⑪3	白山総合車両所	市水
⑤3	グリーンタウン松任・今平水道組合	深井戸	⑪4	シャブ・デ・イスラレ・レ・マニファクチュアリング ㈱白山営業所	深井戸
⑤4	源兵島第一水道組合	深井戸	⑪5	クスリのアオキ新本社ビル	深井戸
⑤5	源兵島中央水道組合	深井戸			
⑤6	源兵島町南組水道組合	深井戸	山ろく	杉森簡易水道	湧水1
⑤7	木津町Jタウン水道組合	深井戸	山ろく	神子清水簡易水道	湧水2
⑤8	小上町水道組合	深井戸	山ろく	相滝簡易水道	湧水1
⑤9	サングリーン相川町簡易水道組合	深井戸	山ろく	城山簡易水道	伏流水1
⑥0	島田町水道組合	深井戸	山ろく	下野簡易水道	浅井戸1
⑥1	七郎町水道組合	深井戸	山ろく	三坂簡易水道	浅井戸1

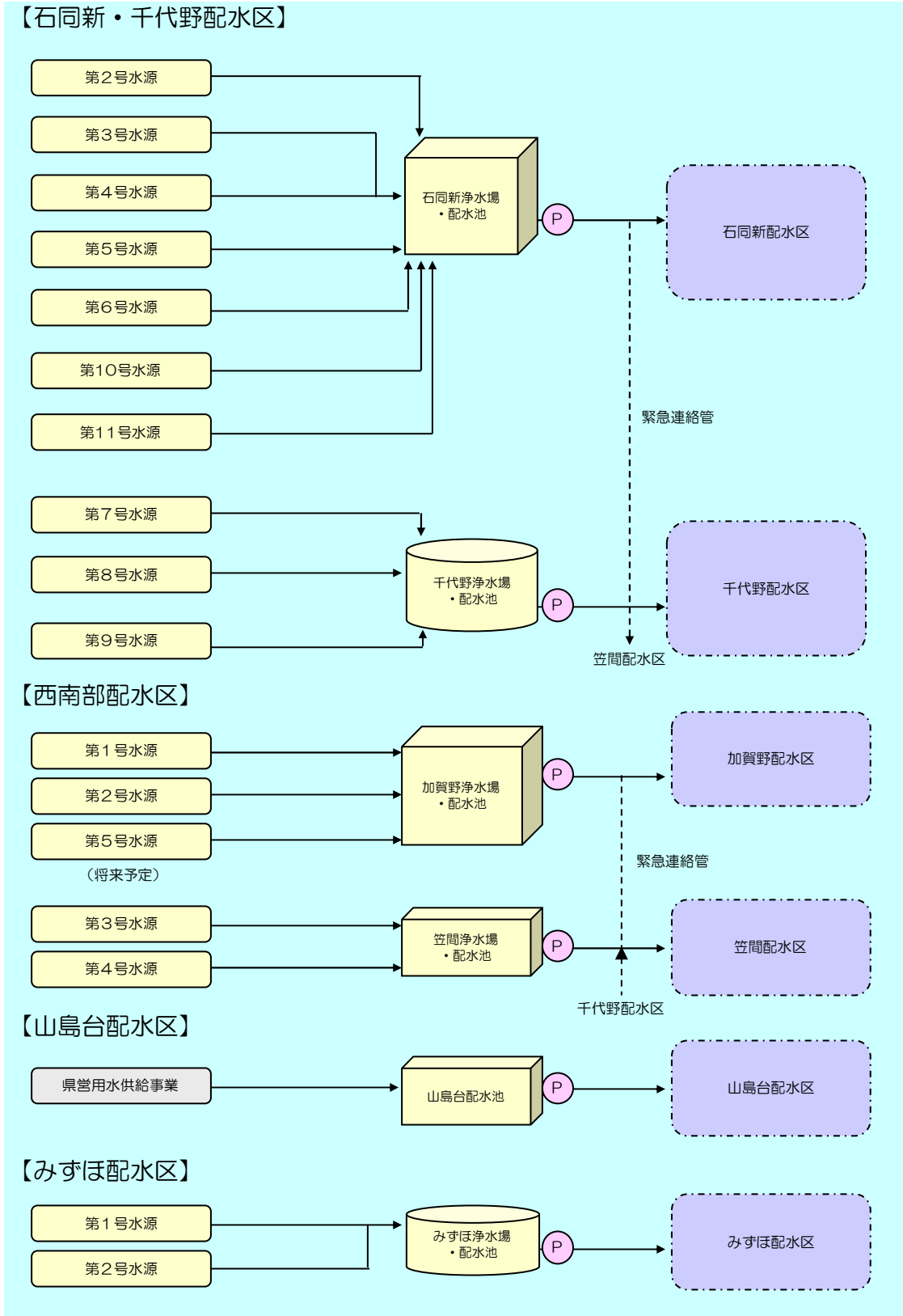


図：給水区域図（白山ろく地域）

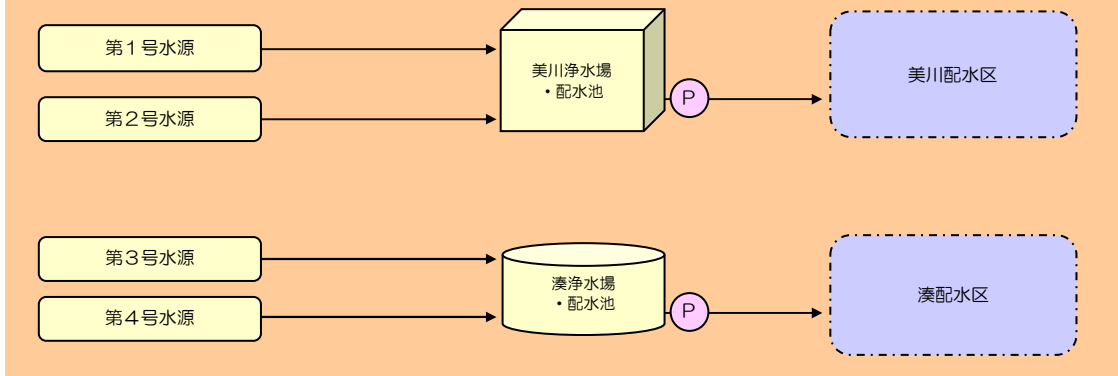
(2) 水道施設のフロー

①上水道

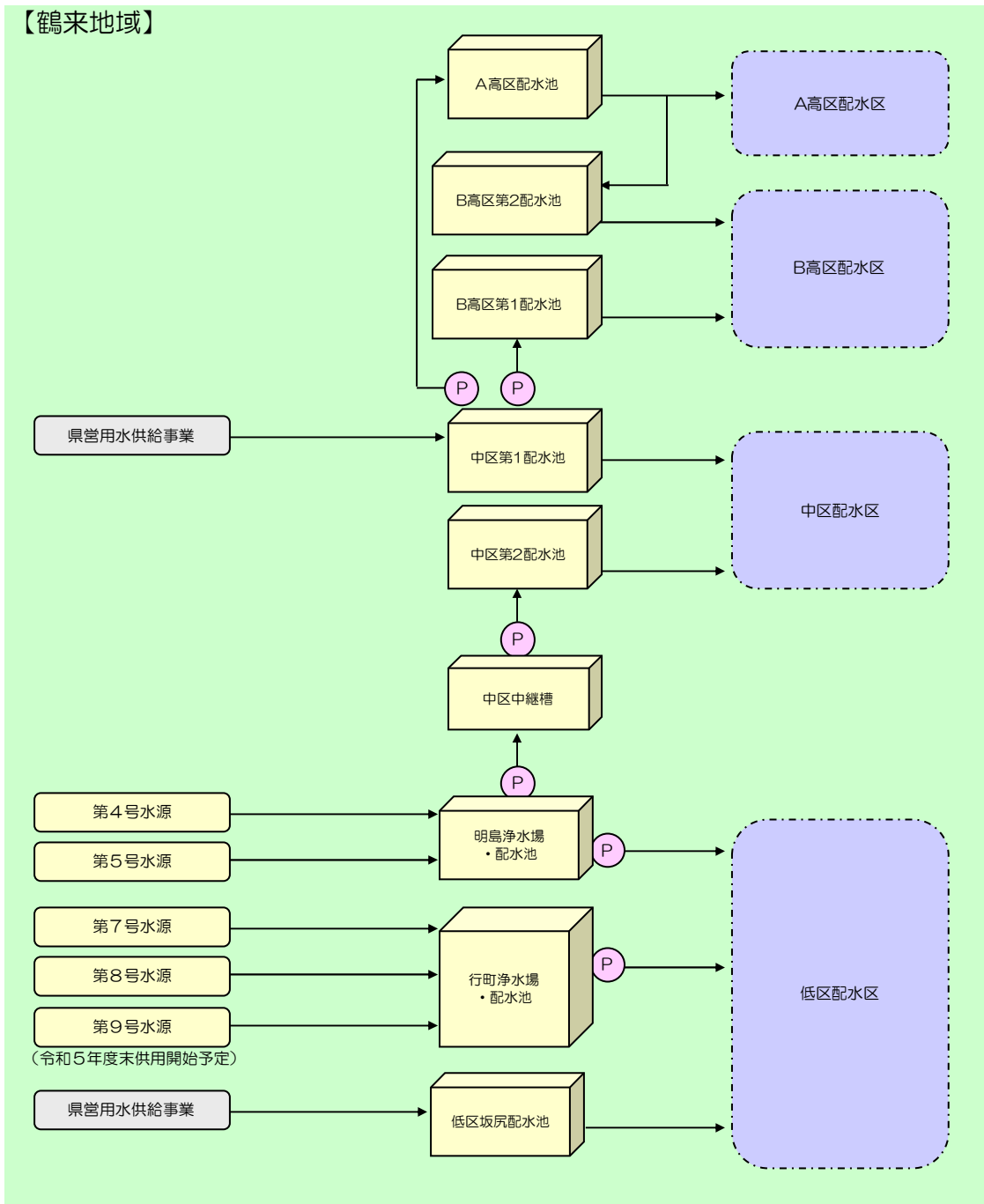
令和5年4月現在での上水道の施設フローを以下図に示します。



【美川地域】

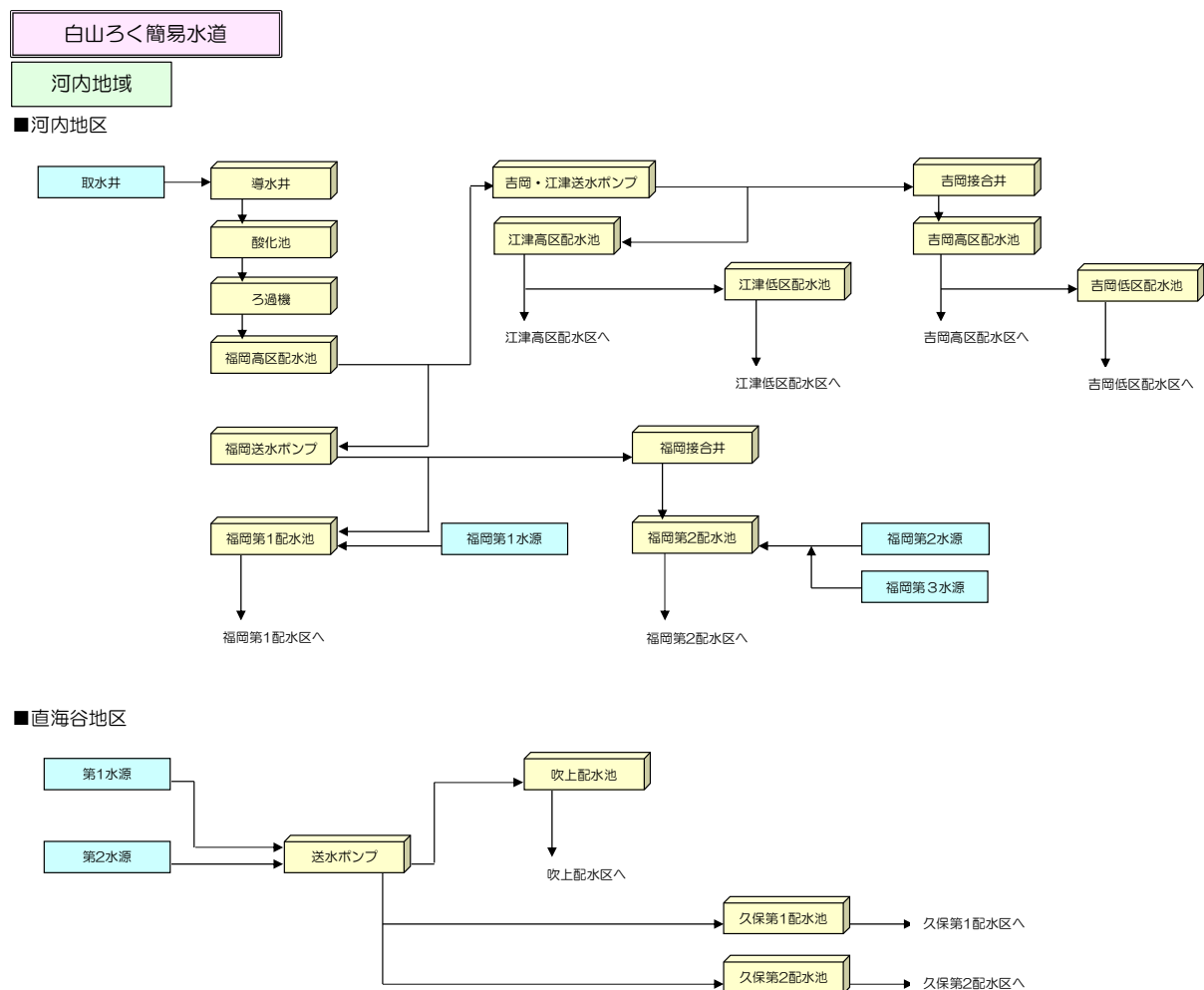


【鶴来地域】



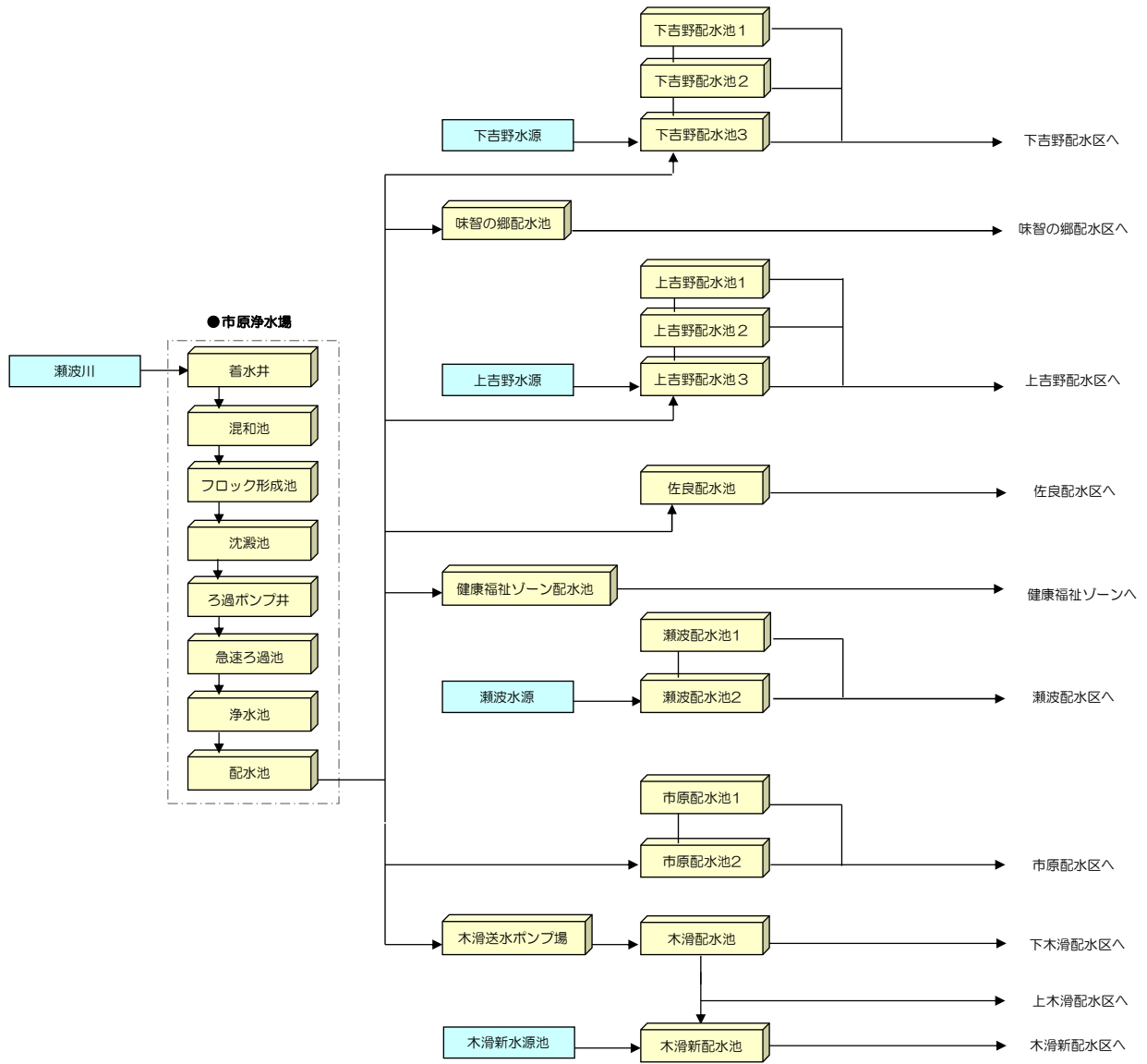
②市営簡易水道等（白山ろく地域）

令和5年4月現在での市営簡易水道等の施設フローを以下図に示します。

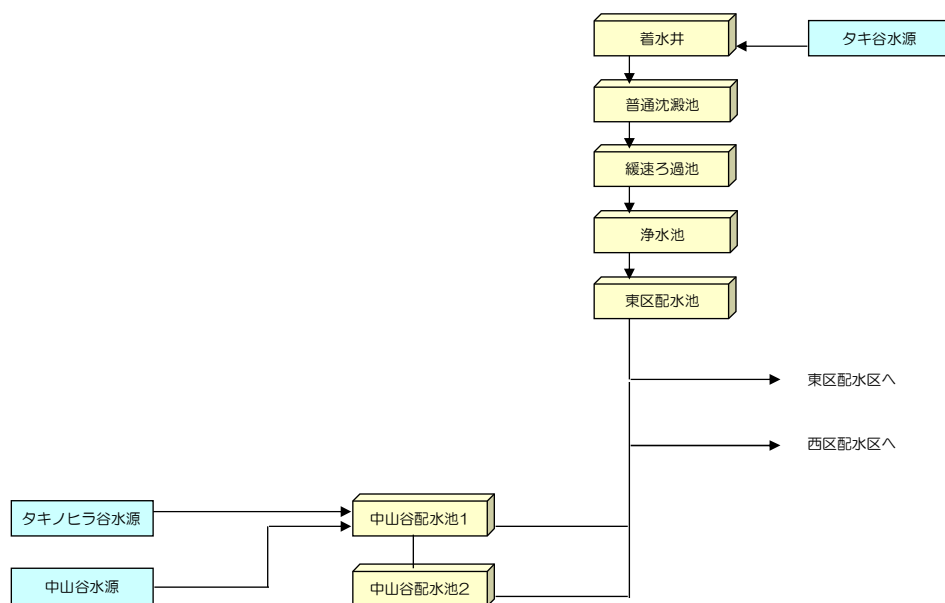


吉野谷地域

■市原地区



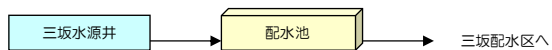
■中宮地区



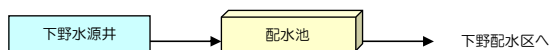
鳥越地域

鶴来配水区と統合予定（令和5年度末）

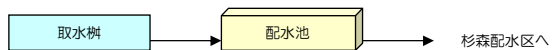
■三坂地区



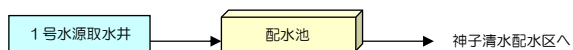
■下野地区



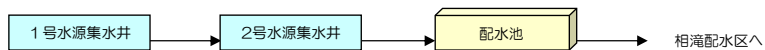
■杉森地区



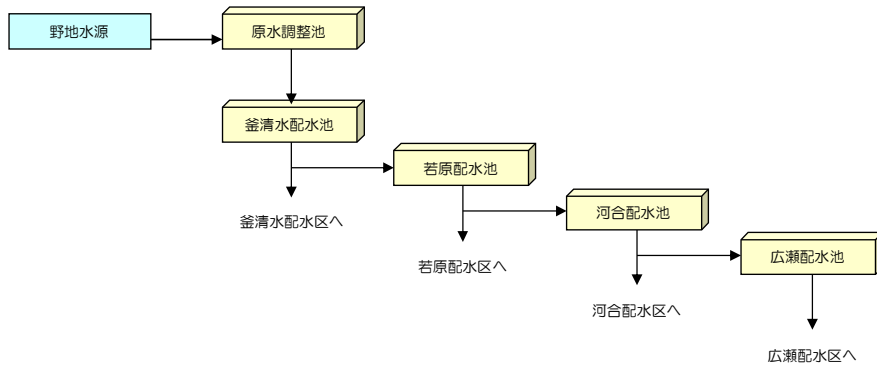
■神子清水地区



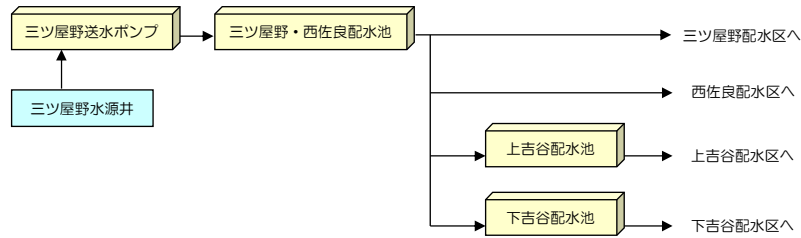
■相滝地区



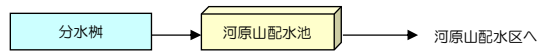
■城山地区



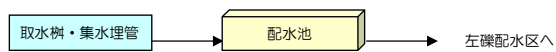
■吉原地区



■河原山地区

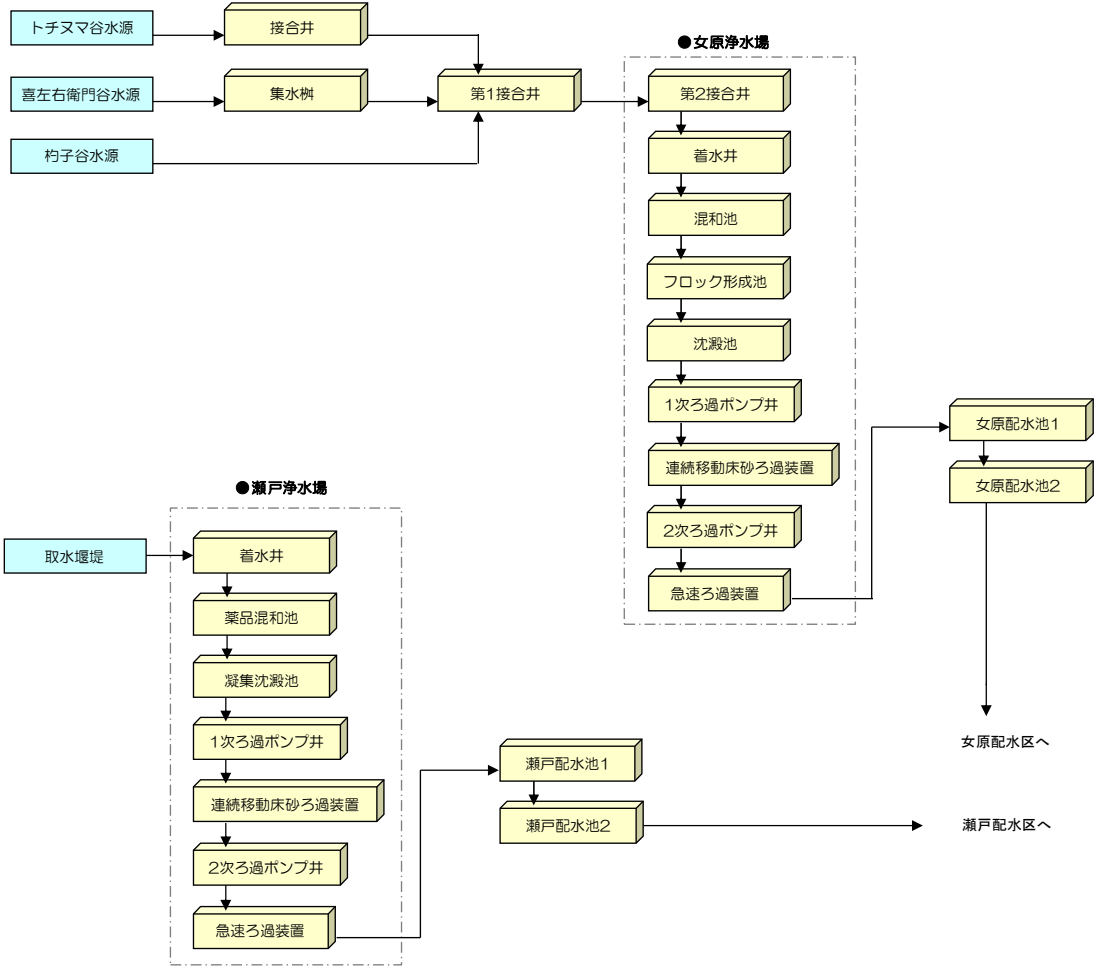


■左礫簡易水道

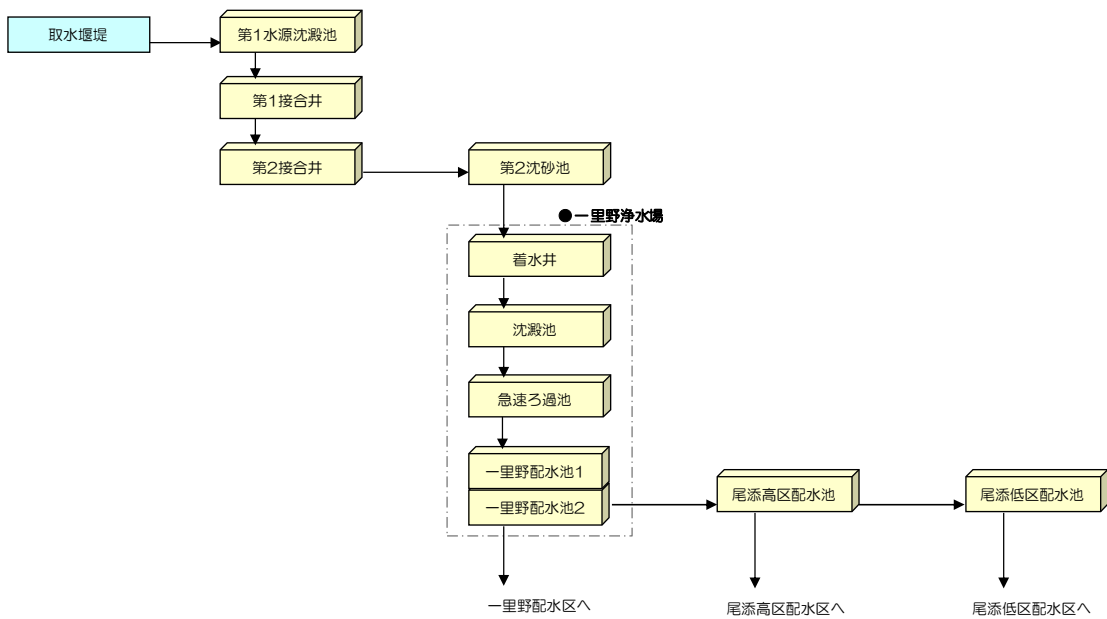


尾口地域

■瀬女地区

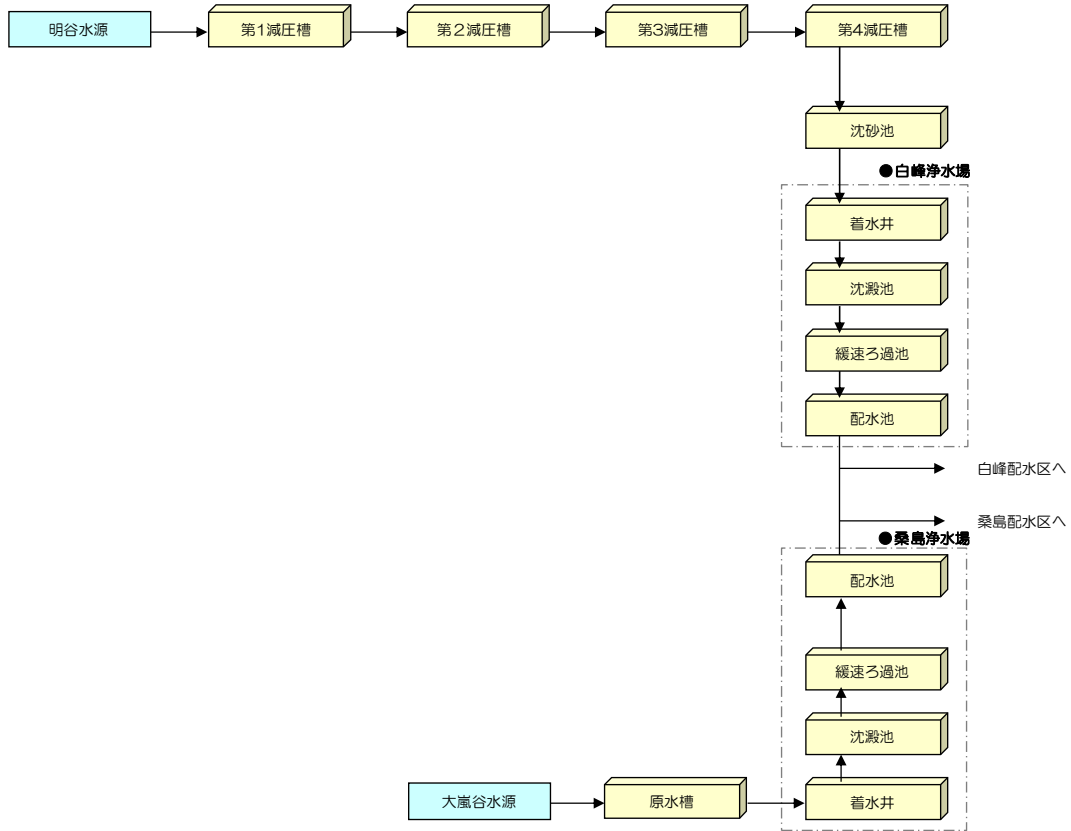


■一里野地区



白峰地域

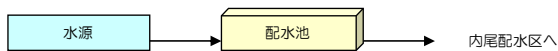
■白峰地区



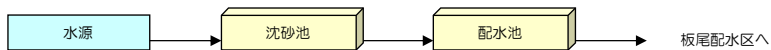
白山ろく地域飲料水供給施設等

河内地域

■内尾飲料水供給施設



■板尾飲料水供給施設



■上金間飲料水供給施設

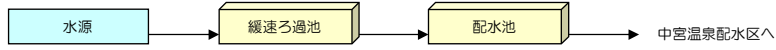


■金間飲料水供給施設



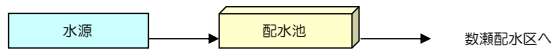
吉野谷地域

■中宮温泉飲料水供給施設

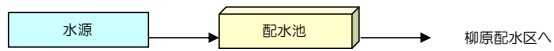


鳥越地域

■数瀬飲料水供給施設



■柳原飲料水供給施設



■三ツ瀬飲料水供給施設

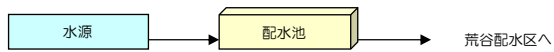


■仏師ヶ野飲料水供給施設

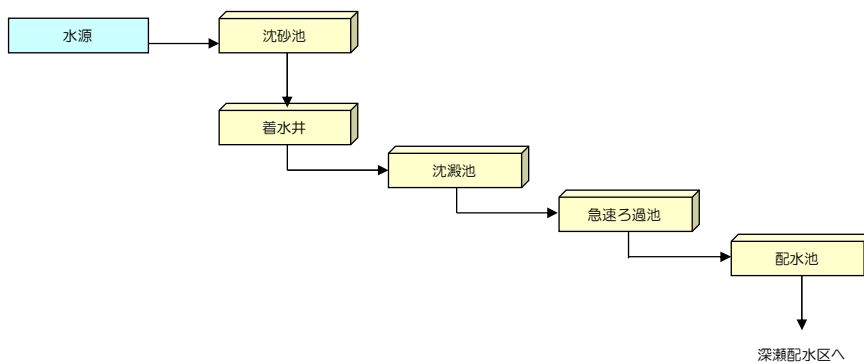


尾口地域

■荒谷飲料水供給施設

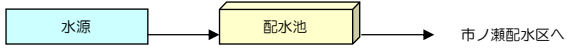


■深瀬飲料水供給施設

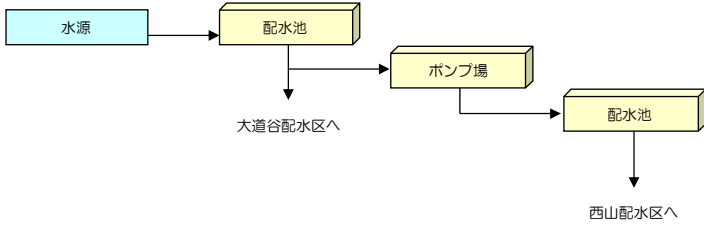


白峰地域

■市ノ瀬飲料水供給施設



■大道谷飲料水供給施設



(3) 水源

①上水道

上水道の水源は、白山連峰を源とした伏流水が広大な面積を有する手取川扇状地の地下で長い年月をかけて涵養された良質かつ豊富な地下水（深井戸）を主としており、他に石川県営用水供給事業からの浄水受水を水源とし、地域住民に安全で安定した水道水を供給しています。

表：水源施設の概要（上水道）

地域	浄水場	水源名称	水源種別	許可等	既認可 取水可能量 (m ³ /日)	既認可 計画取水量 (m ³ /日)
松任地域	石同新浄水場	第2号水源	深井戸	—	4,800	2,000
		第3号水源	深井戸	—	3,000	2,000
		第4号水源	深井戸	—	3,000	2,000
		第5号水源	深井戸	—	3,000	2,000
		第6号水源	深井戸	—	3,000	3,000
		第10号水源	深井戸	—	6,000	3,000
		第11号水源	深井戸	—	7,200	5,821
		小計				30,000
	千代野浄水場	第7号水源	深井戸	—	2,500	1,300
		第8号水源	深井戸	—	2,500	1,300
		第9号水源	深井戸	—	2,500	1,580
		小計				7,500
	計				37,500	24,001
美川地域	美川浄水場	第1号水源	深井戸	—	2,600	1,000
		第2号水源	深井戸	—	4,100	2,449
		小計				6,700
	湊浄水場	第3号水源	深井戸	—	2,275	500
		第4号水源	深井戸	—	2,275	412
		小計				4,550
	計				11,250	4,361
鶴来地域	明島浄水場	第4号水源	深井戸	—	2,100	1,089
		第5号水源	深井戸	—	2,000	2,000
		小計				4,100
	行町浄水場	第7号水源	深井戸	—	2,500	2,000
		第8号水源	深井戸	—	2,100	2,100
		第9号水源	深井戸	—	2,000	1,000
		小計				6,600
	石川県用供受水	中区第1配水池	浄水受水	協定	5,320	3,192
		低区坂尻配水池	浄水受水	協定		
		小計				
	計				16,020	11,381
西南部地域	加賀野浄水場	第1号水源	深井戸	—	800	800
		第2号水源	深井戸	—	1,080	751
		第5号水源	深井戸	—	1,890	751
		小計				3,770
	笠間浄水場	第3号水源	深井戸	—	1,584	580
		第4号水源	深井戸	—	1,797	579
		小計				3,381
計				7,151	3,461	
みずほ地域	みずほ浄水場	第1号水源	深井戸	—	750	491
		第2号水源	深井戸	—	720	490
		小計				1,470
山島台地域	山島台浄水場	第1号水源	深井戸	—	489	192
		石川県用供受水	浄水受水	協定	600	360
		小計				1,089
合計				74,480	44,737	

②市営簡易水道等（白山ろく地域）

白山ろく地域で運営している市営簡易水道等の水源について、一部、伏流水を利用しているもののろ過処理されていない施設があり、安全な水道水の供給が懸念される状況となっています。これらの施設について、施設統合により県水を供給するとともに、ろ過施設を整備し安全な水道水を安定して供給する必要があります。

表：水源施設の概要（市営簡易水道等）

施設	地域名	事業名称	水源種別	浄水方法	既認可 計画取水量 (m ³ /日)
簡易水道	鳥越	三坂簡易水道	浅井戸1	塩素消毒1	39
		下野簡易水道	浅井戸1	塩素消毒1	30
		杉森簡易水道	湧水1	塩素消毒1	23
		神子清水簡易水道	湧水2	塩素消毒1	35
		相滝簡易水道	湧水1	塩素消毒1	33
		城山簡易水道	伏流水1	塩素消毒1	1,195
	白山ろく	白山ろく簡易水道	表流水10、浅井戸3、 深井戸1、湧水8	塩素消毒9、急速ろ過6、 紫外線1、緩速ろ過2	3,731
飲料水供給施設	河内	内尾飲料水供給施設	伏流水1	塩素消毒1	60
		板尾飲料水供給施設	伏流水1	塩素消毒1	20
		上金間飲料水供給施設	伏流水1	塩素消毒1	15
		金間飲料水供給施設	浅井戸1	塩素消毒1	15
	吉野谷	中宮温泉飲料水供給施設	表流水1、伏流水1	緩速ろ過1	68
	鳥越	数瀬飲料水供給施設	伏流水1	塩素消毒1	8
		柳原飲料水供給施設	伏流水1	塩素消毒1	1
		三ツ瀬飲料水供給施設	表流水1	ろ過1	9
		仏師ヶ野飲料水供給施設	湧水1	塩素消毒1	5
	尾口	荒谷飲料水供給施設	表流水1	塩素消毒1	14
		深瀬飲料水供給施設	表流水1	急速ろ過1	26
	白峰	市ノ瀬飲料水供給施設	表流水1	塩素消毒1	76
		大道谷飲料水供給施設	表流水1	塩素消毒1	5

(4) 配水池

①上水道

令和4年度末時点での上水道の配水池容量は、 $V=21,737 \text{ m}^3$ となっています。また、令和4年度一日最大給水量実績から判断しますと、滞留時間として標準とされる12時間に対して上水道全体で約10時間分の貯留容量を確保しています。

表：配水池の概要（上水道）

事業	地域	配水池	構造	容量 (m^3)	竣工年	※経年	R4一日 最大給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	滞留時間 (hr)	備考
上水道	松任地域	松任第2配水池	PC造	3,000	1990	32	25,220	5.7	石同新浄水場
		松任第3配水池	SUS造	3,000	1999	23			
		千代野配水池	PC造	1,880	1977	45	4,559	9.9	千代野浄水場
		小計		7,880			29,779	6.4	
	西南部	加賀野配水池No1 [※]	RC造	317	1974	48	1,002	12.6	加賀野浄水場
		加賀野配水池No2 [※]	RC造	210	1980	42			
		笠間配水池No1	RC造	210	1993	29	1,269	15.7	笠間浄水場
		笠間配水池No2	SUS造	620	2013	9			
		小計		1,357			2,271		
	山島台	山島台配水池	RC造	600	1993	29	515	28.0	浄水受水
	みずほ	みずほ配水池	PC造	440	1973	49	536	19.7	みずほ浄水場
	美川地域	美川第1配水池	PC造	1,526	1972	50	4,149	13.8	美川浄水場
		美川第2配水池	SUS造	864	2010	12			
		湊配水池	PC造	1,172	1994	28	1,235	22.8	湊浄水場
		小計		3,562			5,384	15.9	
	鶴来地域	中区第1配水池	RC造	1,000	1981	41	1,406	17.1	浄水受水
		中区第2配水池	RC造	542	1964	58	1,883	6.9	
		A高区配水池	RC造	440	1985	37	423	25.0	
		B高区第1配水池	RC造	300	1986	36	341	21.1	将来廃止予定
		B高区第1配水池	SUS造	300	2019	3			
		B高区第2配水池	RC造	700	1965	57	482	34.9	
		低区坂尻配水池	RC造	2,300	1990	32	3,604	15.3	浄水受水
		行町配水池	RC造	900	1986	36	4,103	5.3	行町浄水場
中区中継槽		RC造	416	1964	58	-	-		
明島配水池		SUS造	1,000	2011	11	947	25.3	明島浄水場	
小計			7,898			13,189	14.4		
合計			21,737			51,674	10.1		

※令和5年度から加賀野配水池を更新し、令和7年度末に供用開始予定(1,260 m^3)

※経年はR4末時点

②市営簡易水道等（白山ろく地域）

令和4年度末時点での市営簡易水道等の配水池容量は、 $V=6,347\text{m}^3$ となっています。また、令和4年度一日最大給水量実績から判断しますと、約34時間分の貯留容量を確保しています。

表：配水池の概要〔市営簡易水道等（白山ろく地域1）〕

事業	地域	配水池	容量 (m^3)	R4一日 最大給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	滞留時間 (hr)	備考
簡易水道	鳥越	三坂簡易水道	22	20	26.4	
		下野簡易水道	30	44	16.4	
		杉森簡易水道	31	19	39.2	
		神子清水簡易水道	65	16	97.5	
		相滝簡易水道	38	22	41.5	
		城山簡易水道	930	838	26.6	
	白山ろく	白山ろく簡易水道	5,231	3,496	35.9	
	合計		6,347	4,455	34.2	

※鳥越地域において令和5年度末に別宮配水池を供用開始予定(670 m^3)

表：配水池の概要〔市営簡易水道等（白山ろく地域2）〕

事業	地域	配水池	容量 (m^3)	備考
飲料水 供給施設	河内	内尾飲料水供給施設	202.5	
		板尾飲料水供給施設	31.85	
		上金間飲料水供給施設	7.8	
		金間飲料水供給施設	12	
	吉野谷	中宮温泉飲料水供給施設	67.5	中宮温泉浄水場
	鳥越	数瀬飲料水供給施設	6	
		柳原飲料水供給施設	4	
		三ツ瀬飲料水供給施設	4	三ツ瀬浄水場
		仏師ヶ野飲料水供給施設	4.5	
	尾口	荒谷飲料水供給施設	40.5	
		深瀬飲料水供給施設	36.0	深瀬浄水場
	白峰	市ノ瀬飲料水供給施設	90.0	
		大道谷飲料水供給施設	79.0	
	合計		585.65	

(5) 管路

①上水道

上水道の管路総延長は令和4年度末で664kmとなっています。そのうち法定耐用年数(40年)を超過した管路延長は44kmであり、総延長の6.6%を占めています。また、脆弱で漏水の原因とされる铸铁管や石綿セメント管等の老朽管も7km程度残っています。特に石綿セメント管のほとんどが鶴来地域に集中しており、昭和40年代以降の県住宅供給公社や民間開発団地で下水道等が完備されていたことにより、水道管の更新事業が行われていない箇所となっています。これらの老朽管に関して、計画的な更新を行っていく必要があります。

表：用途別管種別延長（上水道）

単位:m

用途	DIP (耐震管)	HPPE (耐震管)	DIP (その他)	SP	CIP	ACP	VP・その他	計	法定耐用年数 を超えた管
導水管	3,418	0	3,091	31	0	0	70	6,610	409
送水管	2,422	0	4,467	23	489	294	964	8,659	2,187
配水管	31,706	40,193	428,611	4,262	2,037	4,451	137,377	648,637	41,506
計	37,546	40,193	436,169	4,316	2,526	4,745	138,411	663,906	44,102

DIP:ダクタイル铸铁管

HPPE:水道配水用ポリエチレン管(高密度・熱融着継手)

SP:鋼管

CIP:铸铁管

ACP:石綿セメント管

VP:硬質塩化ビニル管

令和4年度末時点(水道統計調査より)

②市営簡易水道等（白山ろく地域）

市営簡易水道等（白山ろく地域）の管路総延長は令和4年度末で243kmとなっています。このうち、铸铁管や石綿セメント管は0.7km程度残っており、計画的な更新を行っていく必要があります。

表：用途別管種別延長〔市営簡易水道等（白山ろく地域）〕

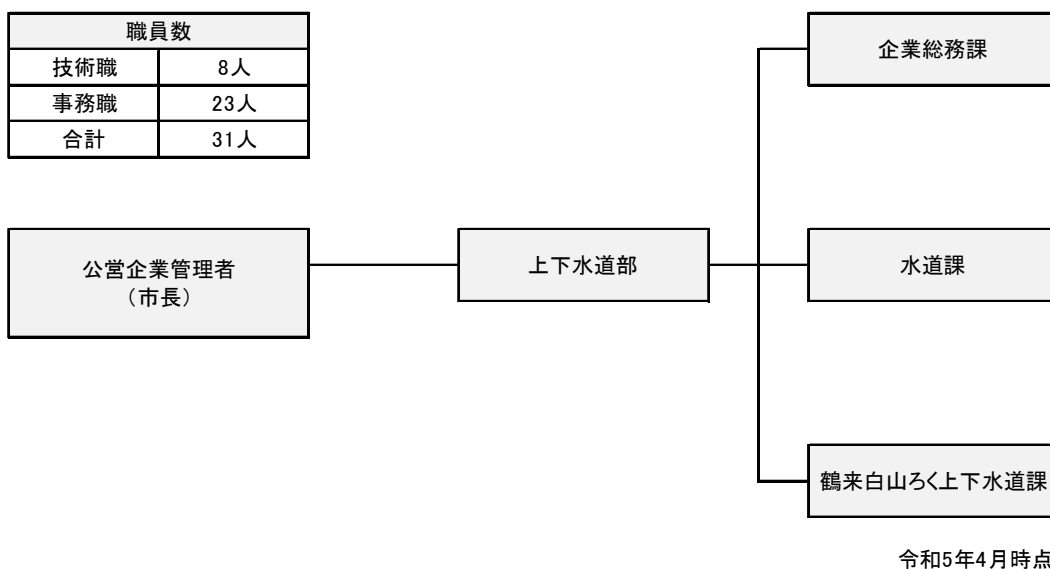
用途	DIP (耐震管)	HPPE (耐震管)	DIP (その他)	SP	CIP	ACP	VP・その他	計	法定耐用年数 を超えた管
導水管	0	2,981	14,061	7,625	0	0	41,830	66,497	61,777
送水管	161	1,820	11,903	1,867	0	0	22,649	38,400	
配水管	6,405	7,880	9,984	3,704	443	320	109,375	138,111	
計	6,566	12,681	35,948	13,196	443	320	173,854	243,008	61,777

令和4年度末時点(水道統計調査より)

3.1.3 運営管理状況

本市水道の運営管理状況として、平成 18 年 3 月策定の「白山市行財政改革大綱（行財政改革集中プラン）」により、現在以下の組織体制で運営しています。また、平成 29 年 4 月より業務の効率化や管理拠点の耐震化を目的として、企業総務課及び水道建設課の拠点を松任上水道センターに統一し、水道建設課を水道課と改め、新体制にて運営管理を行っています。

今後はさらなる業務の効率化、利用者サービスの向上が図れる運営管理体制を検討する必要があります。

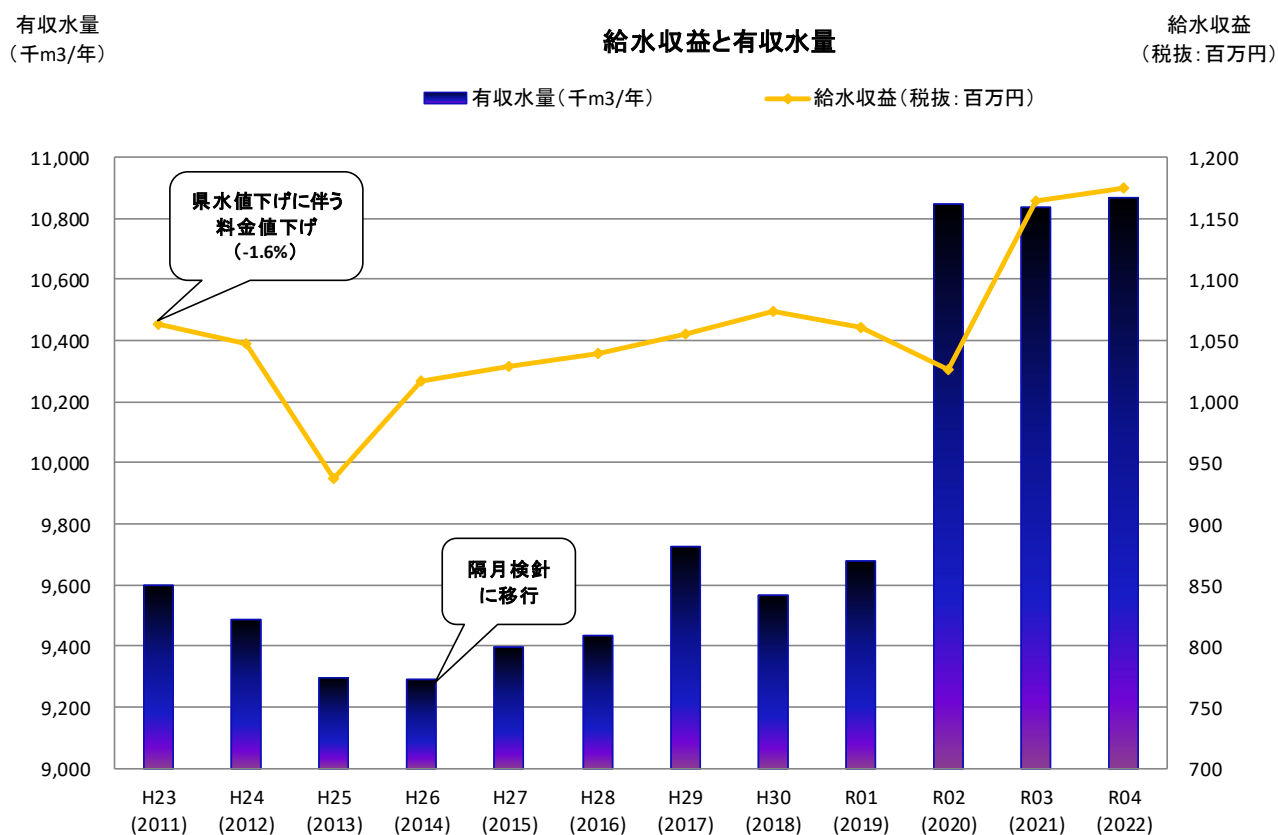


図：白山市水道事業の組織体制

3.1.4 有収水量と給水収益

本市水道事業企業会計〔上水道及び市営簡易水道（企業会計）〕の有収水量と給水収益は平成23年以降、減少傾向にありましたが、平成26年度以降は微増傾向となっています。また、令和2年度から白山ろく地域の簡易水道法について、令和2年度から企業会計を適用したことにより、給水収益が増加しています。しかし、今後の人口減少による水需要の減少により、給水収益も減少していくことが想定されます。

一方、今後は上水道と組合営施設の統合、老朽化施設の更新、耐震化等の防災対策等に伴う建設投資や資本費の増加が予想されることから、中長期を見据えた財政健全化・経営効率化施策を推進し、効率的・効果的な事業経営を進めていく必要があります。



図：有収水量と給水収益の推移〔上水道及び市営簡易水道（企業会計）〕

また、本市水道事業〔上水道及び市営簡易水道（白山ろく地域）〕の経営分析結果を以下に示します。

【業務・効率性】

施設利用率や最大稼働率は、類似団体平均以上となっています。今後においても水源や施設の余剰能力を活用して組合営施設の統合を推進するとともに、適正な施設規模を設定し、効率的な更新を行っていく必要があります。料金回収率は類似団体平均以下で100%を下回っています。これは採算性の低い市営簡易水道（白山ろく地域）を含んで評価していることによりのものであり、経常収支比率と合わせて評価し、料金改定の必要性について検討することが重要です。

【収益性】

経常収支比率は、類似団体平均程度となっています。今後は水需要の減少による給水収益の低下、施設の老朽化に伴う修繕費の増加、更新費用の増大による資本費の増加等、収支比率低下要素があることから、経常費用の削減に努める必要があります。

【資産状態】

企業債償還元金対減価償却比率は、近年は80%代で推移しており、企業内部に資金が留保されにくい状況が続いています。今後は必要な投資試算及び財源試算に基づき財政収支計画を検討し、内部留保資金の推移を試算しておくことが重要です。

【財務状態】

流動比率は類似団体平均を下回っています。今後は最低限必要となる内部留保資金を考慮した財源試算を検討することが重要です。

自己資本構成比率は、類似団体平均や全国平均以下で推移しており、財務の健全性は低い状態が続いています。今後は拡張事業や更新事業に対する起債の依存度を低減し、自己資本構成比率の向上を図っていくことが重要です。

【生産性】

職員1人当たりの給水人口や有収水量は、過去5年を通して類似団体平均程度で推移しています。今後は生産性を高めていくために、事務の効率化、職員配置の適正化、官民連携等による経営効率化はもちろんのこと、職員への過度な負担がかかっていないかを勘案しながら、生産性の向上を図っていく必要があります。

表：経営分析結果〔上水道及び市営簡易水道（白山ろく地域）〕

経営指標		H30	R1	R2	R3	R4	類似団体平均 R3 D4	全国平均 R3
業務・ 効率性	施設利用率(%)	44.00	44.34	46.00	45.92	60.80	57.55	61.03
	最大稼働率(%)	51.58	49.20	66.50	60.86	97.86	65.26	66.48
	有収率(%)	92.1	92.2	91.1	91.2	90.0	88.35	92.58
	配水管使用効率(m³/m)	16,683.10	16,746.08	13,798.34	13,411.44	13,374.33	21.08	28.57
	料金回収率(%)	107.53	97.97	83.50	98.16	97.01	104.42	103.64
	給水原価(円/m³)	104.39	106.89	113.01	109.50	111.37	131.62	160.09
	供給単価(円/m³)	112.25	104.72	94.36	107.48	108.04	137.44	165.92
収益性	資本費(円/m³)	74.48	72.89	52.62	54.08	52.85	60.38	65.98
	総収支比率(%)	113.75	104.98	110.57	113.09	110.75	112.47	112.14
	経常収支比率(%)	113.64	104.90	110.60	113.00	110.44	112.56	112.15
	営業収支比率(%)	100.70	90.68	79.91	90.59	88.57	98.35	105.32
状態	未収金回転率(回)	7.163	7.245	7.184	7.601	4.983	7.483	8.611
	企業債償還元金対減価償却費比率(%)	59.12	55.04	92.62	87.84	81.59	69.64	62.22
	有形固定資産減価償却率(%)	49.07	49.74	47.25	47.01	47.41	48.34	51.12
財務状態	当年度減価償却率(%)	4.46	4.41	4.62	4.45	4.30	4.07	4.03
	流動比率(%)	249.84	278.85	212.93	257.46	255.85	360.42	236.55
	当座比率(%)	249.35	278.20	212.73	257.29	255.66	340.63	220.06
	正味運転資金(千円)	1,074,298	983,983	972,644	1,217,795	1,240,993	—	—
	自己資本構成比率(%)	29.48	30.27	59.77	58.85	57.49	75.65	74.75
	固定比率(%)	297.86	295.93	150.03	151.24	154.87	114.44	118.92
	固定資産対長期資本比率(%)	150.76	149.09	94.24	92.98	93.02	89.92	93.27
生産性	職員1人当たり給水人口(人)	4,510	4,557	4,190	4,021	4,395	4,191	3,544
	職員1人当たり有収水量(m³)	478,260	482,694	472,824	451,429	494,035	461,014	381,372
	職員1人当たり営業収益(千円)	57,425	54,335	48,073	51,875	57,328	65,724	67,303
	職員1人当たり給水収益(千円)	53,684	50,549	44,616	48,520	53,374	63,360	63,278
	職員給与対営業収益比率(%)	12.75	13.83	14.60	13.27	13.10	10.03	11.36

※類似団体平均：D4(総務省水道事業経営指標による区分)
給水人口規模：5万人以上10万人未満
水源種別：その他
有収水量密度：全国平均以上

指標名	計算式
施設利用率 (%)	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{配水能力}} \times 100$
最大稼働率 (%)	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{配水能力}} \times 100$
有収率 (%)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$
配水管使用効率 (m³/m)	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}}$
料金回収率 (%)	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$
給水原価 (円・銭/m³)	$\frac{\text{経常費用} - \left[\begin{array}{l} \text{受託材料及び不用品} \\ \text{工事費} \end{array} \right] + \text{材料及び不用品} + \text{売却原価} + \text{長期前受金} + \text{事業費}}{\text{年間総有収水量}} \text{ 戻入}$
供給単価 (円・銭/m³)	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$
資本費 (円・銭)	$\frac{\text{企業債利息} + \text{減価償却費} + \text{受水費} + \text{資本費} - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$
総収支比率 (%)	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
経常収支比率 (%)	$\frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$
営業収支比率 (%)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$
未収金回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首未収金} + \text{期末未収金}}{2}}$
企業債償還元金対減価償却費比率 (%)	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却費} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$

指標名	計算式
有形固定資産減価償却率 (%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$
当年度減価償却率 (%)	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} + \text{建設当年度減価償却費}} \times 100$
流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
当座比率 (%)	$\frac{\text{現金及び預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$
正味運転資金 (千円)	流動資産 - 流動負債
自己資本構成比率 (%)	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
固定比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}} \times 100$
固定資産対長期資本比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}} \times 100$
職員1人当たり	
給水人口 (人)	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定職員数}}$
有収水量 (m³)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定職員数}}$
営業収益 (千円)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{損益勘定職員数}}$
給水収益 (千円)	$\frac{\text{給水収益}}{\text{損益勘定職員数}}$
職員給与対営業収益比率 (%)	$\frac{\text{職員給与}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

3.1.5 水道料金と料金水準

(1) 水道料金

①上水道

上水道の水道料金は、基本水量付用途別段階別逦増制を採用しています。近年における料金改定は平成23年9月に石川県営用水供給事業の受水単価引き下げに伴う料金値下げ(-1.6%)、平成26年4月に消費税率8%の引き上げに伴う料金値上げ(2.7%)を行っています。

表：給水使用料金（上水道）

用途	基本料金(1月につき)		超過料金(1m ³ につき)	
	水量	料金	水量	料金
一般家庭用及び営業用	10m ³ まで	819円	10m ³ を超え30m ³ まで	95円
			30m ³ を超え50m ³ まで	114円
			50m ³ を超え100m ³ まで	133円
			100m ³ を超える分	152円
浴場営業用	100m ³ まで	3,333円	100m ³ を超える分	47円
特定事業所用	100m ³ まで	9,523円	100m ³ を超え300m ³ まで	114円
			300m ³ を超え500m ³ まで	133円
			500m ³ を超える分	152円
臨時用	10m ³ まで	1,904円	10m ³ を超え20m ³ まで	238円
			20m ³ を超える分	285円

令和5年3月現在

②市営簡易水道等

市営簡易水道の水道料金は、令和2年度からの企業会計の適用に伴い、令和7年の上水道との料金統一を目指し、段階的に料金改定を行います。基本水量付用途別段階別逦増制を採用しています。合併後において異なる料金であった地域毎の水道料金に対して、段階的料金統一を行い、平成21年より以下表の統一料金としています。

表：給水使用料金〔市営簡易水道等（令和3年6月分から令和5年5月分まで）〕

用途	基本料金(1月につき)		超過料金(1m ³ につき)	
	水量	料金	水量	料金
一般家庭用及び営業用	10m ³ まで	506円	10m ³ を超え30m ³ まで	56円
			30m ³ を超え50m ³ まで	68円
			50m ³ を超え100m ³ まで	72円
			100m ³ を超える分	76円
特定事業所用	100m ³ まで	5,332円	100m ³ を超え300m ³ まで	60円
			300m ³ を超え500m ³ まで	64円
			500m ³ を超える分	76円

令和5年3月現在

表：給水使用料金〔市営簡易水道等（令和5年6月分から令和7年5月分まで）〕

（税抜）

用途	基本料金(1月につき)		超過料金(1m ³ につき)	
	水量	料金	水量	料金
一般家庭用及び営業用	10m ³ まで	662円	10m ³ を超え30m ³ まで	75円
			30m ³ を超え50m ³ まで	91円
			50m ³ を超え100m ³ まで	102円
			100m ³ を超える分	114円
特定事業所用	100m ³ まで	7,427円	100m ³ を超え300m ³ まで	87円
			300m ³ を超え500m ³ まで	98円
			500m ³ を超える分	114円

令和5年3月現在

表：給水使用料金（市営飲料水供給施設）

（税抜）

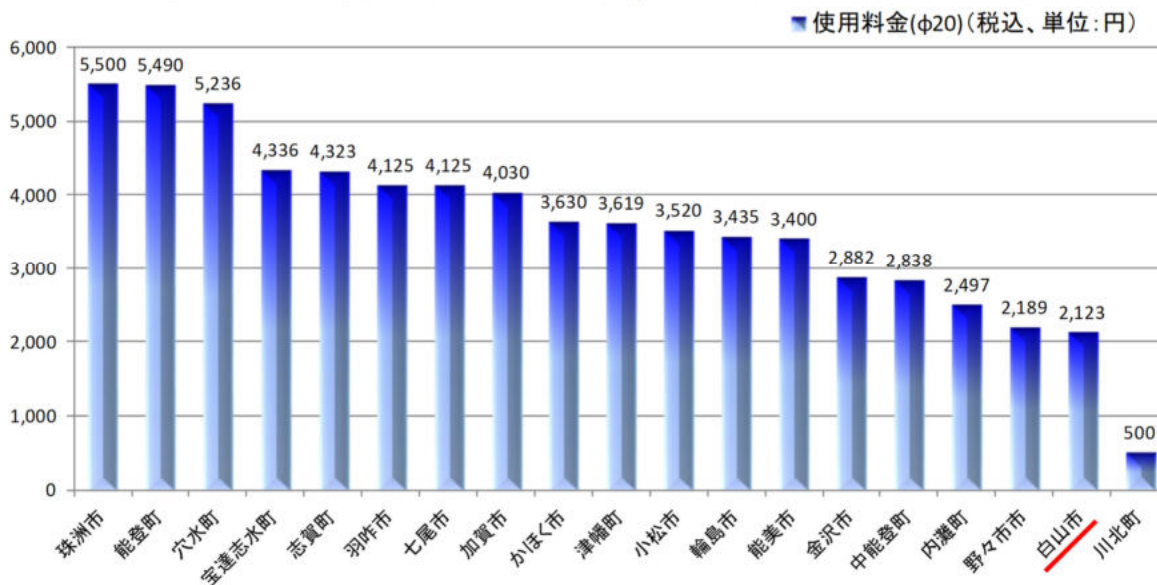
用途	基本料金(1月につき)		超過料金(1m ³ につき)	
	水量	料金	水量	料金
一般家庭用及び営業用	10m ³ まで	428円	10m ³ を超え30m ³ まで	47円
			30m ³ を超える分	57円
特定事業所用	100m ³ まで	4,285円	100m ³ を超え500m ³ まで	47円
			500m ³ を超える分	57円

令和5年3月現在

(2) 料金水準

本市の水道料金は、水源水質が良好でろ過等の浄水処理が不要なこともあり比較的運営コストが安価であることから、県内において2番目に安価な水準となっています。今後も経営効率化により運営コストの維持・低減を図ることが重要です。

県内の水道料金(メーター口径φ20mmで月20m³使用した場合)



※市営簡易水道等(特別会計)の料金:1,143円

※メーター使用料金を含む

※消費税は10%

図：石川県内の水道料金（φ20mm、月20m³使用した場合、R4.12現在）

3.1.6 広域化・事業者間連携・官民連携の状況

水道事業は、水道法で明記されているとおり市町村経営が原則となっています。しかしながら、主に松任地域では、地下水源に恵まれていることもあり集落単位で井戸を掘り生活用水を供給する組合営の水道施設が多数存在しています。水道法では、これらの施設について「市の同意を得た場合に限り水道事業を営むことができる」とされています。

一方、これらの施設は地区住民により運営されており、なかには更新資金不足により施設の老朽化に伴う更新が困難な施設や維持管理人員が不足している施設が存在する等、財政的基盤や技術的基盤が脆弱な組合営水道の存続が懸念されます。

このため、市内全体の安全で安定した給水サービスの平準化を確保するために公営化の推進が必要不可欠であり、その実現に向けた調査検討を行い、広く市民のみなさまの理解を求めていく必要があります。

表：地域別水道施設一覧

区分	上水道	簡易水道		飲料水供給施設		小規模水道		専用 水道	合計		
		市営	組合営	市営	組合営	市営	組合営				
白山市	1	7	43	9	35	3	16	14	128		
内訳	松任	1	0	42	0	33	0	16	14	106	
	美川		0	0	0	0	0	0	0	0	
	鶴来		0	1	0	0	0	0	0	1	
	白山ろく	河内	0	0	0	4	1	0	0	0	5
		吉野谷	0	0	0	1	0	0	0	0	1
		鳥越	0	6	0	2	0	1	0	0	9
		尾口	0	0	0	2	1	0	0	0	3
		白峰	0	0	0	0	0	2	0	0	2
		白山ろく	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		計	0	7	0	9	2	3	0	0	21

令和5年3月31日現在

事業者間連携の状況としては、石川中央都市圏（金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町及び内灘町）の上下水道事業者が圏域全体の上下水道サービスの向上と発展を目的として、連携して事業基盤の強化に取り組んでおり、平成29年2月に「石川中央都市圏上下水道事業広域連携ビジョン」を策定しました。これは、中長期的な視点に立った広域連携の考え方や将来的な業務の共同化や施設の共同化などの方向性を示したものであり、平成29年度から施策の具現化と連携強化に向けた広域連携基本計画（仮称）や上下水道ゼミナール（仮称）の設置等を予定しています。本市としては、これらの広域連携施策や石川県との連携により、さらなる事業基盤の強化に取り組んでいくことが重要です。

また、本市水道の官民連携の状況は、施設の管理や水質検査、水道メータ検針、松任上水道センターの宿日直等の個別委託に留まっています。今後は、より効率的な水道事業運営を目指すとともに本市にとって最適な官民連携形態を検討、選択していくことが重要です。

3.1.7 簡易水道の法適化状況

平成 27 年 1 月に総務省は簡易水道を含めた公営企業に対して、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に一段と的確に取り組むための公営企業会計の適用推進を要請しました。

本市では、白山ろく地域の簡易水道について令和 2 年度より法適化を行い、上水道及び簡易水道を通じて一の企業会計を設けて経営しています。

3.1.8 利用者サービスの状況

(1) 広報活動の状況

本市水道では、平成 29 年 4 月より業務の効率化や管理拠点の耐震化を目的として、企業総務課及び水道課の拠点を松任上水道センターに統一し、運営管理を行っています。水道料金や水道の開閉栓、給水装置工事、漏水修理、配水管の維持管理に関することについて、松任及び美川給水区域の利用者に対しては松任上水道センターで、鶴来及び白山ろく給水区域の利用者に対しては鶴来上下水道センターで利用者サービスを行っています。また、市のホームページでは、水道水質や漏水チェック等の情報提供を行っています。

今後もさらに満足していただける利用者サービスを提供するために窓口サービスや広報活動のあり方を検討していく必要があります。また、多様化、高度化する市民のみなさまのご意見やご要望などのニーズを把握し、信頼性の高い白山市の水道を築いていくために情報提供の拡大を行い、的確にお客様ニーズに対応していくことが重要です。



図：白山市ホームページによる情報提供

(2) 専用水道及び貯水槽水道の管理状況

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、平成 25 年 4 月 1 日から、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限がすべて市に移譲されることとなりました。

これを受けて、白山市では専用水道及び簡易専用水道に係る事務取扱方針を定め、適切な管理を行っています。また、貯水槽水道の有効容量 10m^3 以下の小規模貯水槽水道については、設置者の衛生管理に対する認識・管理が不十分である等の現状を踏まえ、必要に応じた改善指導に努めています。

◆専用水道

専用水道とは、水道事業の水道以外で、居住人口 100 人を超える、又は飲用その他生活用途の 1 日最大給水量が 20m^3 を超える水道で自己水源を持つもの、若しくは施設要件（地中若しくは地表の水槽容量 100m^3 を超えるか、又は、地中若しくは地表の口径 25mm 以上の導管の全長が 1500m を超えるもの）に合致するもので他の水道から供給を受けるものをいいます。（水道法第 3 条第 6 項）

◆簡易専用水道

簡易専用水道とは、市等の水道事業から供給を受ける水のみを水源とする飲料水の供給施設で、供給を受けるために設けられた受水槽の有効容量が 10m^3 を超えるものをいいます。

簡易専用水道の設置者の義務は以下のとおりです。

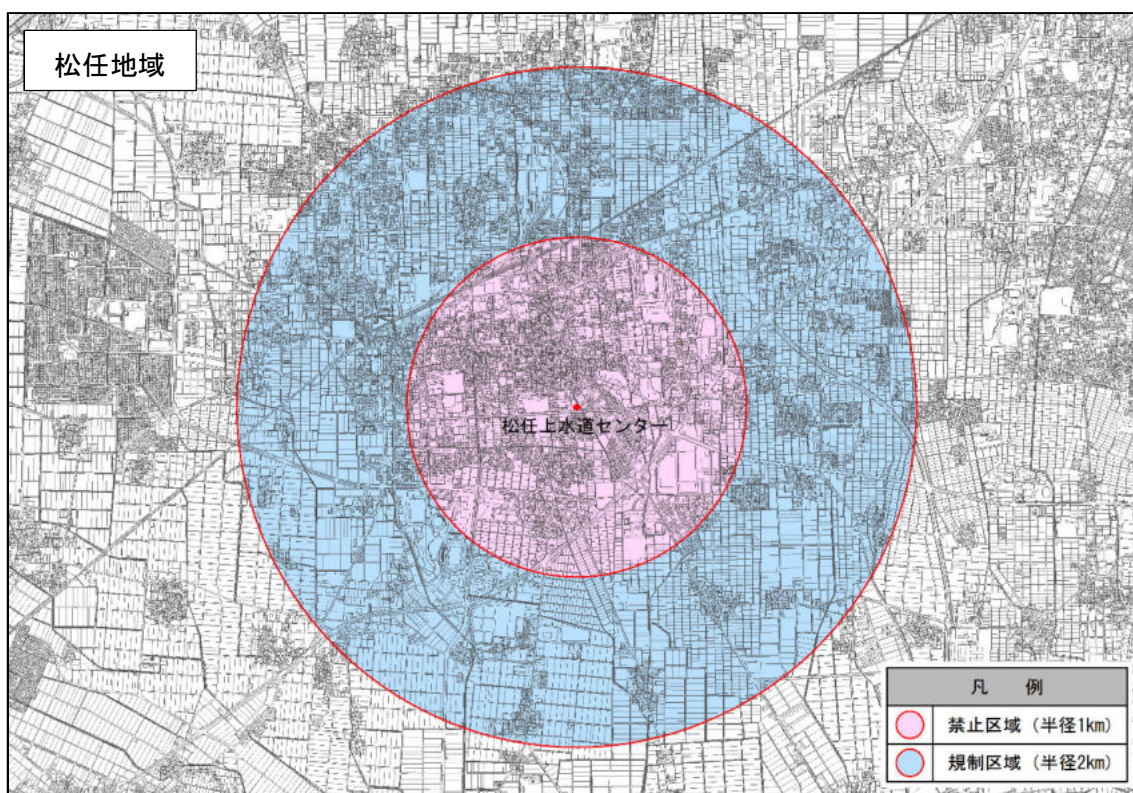
- (1) 水槽の清掃を少なくとも 1 年に 1 回定期的に行うこと。
- (2) 水槽その他の施設を点検して、有害物や汚水による汚染防止措置を講ずること。
- (3) 給水栓の水の色、濁り、臭味などの異常を認めたとときには、必要な項目の水質検査を行うこと。
- (4) 供給水が人の健康を害する恐れがあることを知った時は、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

3.2 安全な水の供給は保証されているか

3.2.1 水源の監視

松任及び鶴来配水区では、「白山市水道水源地の保護に関する条例」により、井戸の設置を禁止又は規制することにより、水道水源を保護しています。禁止地域では新規井戸の設置や既存井戸の変更（深さの変更や揚水機の吐出口断面積の拡大）は原則禁止しており、公共用途の場合は、市長の許可を受けることにより井戸の設置や変更ができることとなっています。また、規制地域では市長の許可を受けることにより井戸の設置や変更を行うことができます。

一方、平成27年には手取川流域における地下水位低下が発生し、本市水道事業水源である深井戸においても少なからず影響を受けました。本市では松任工業用水道に関する既設井戸への影響調査により、地下水位・水質の監視観測を継続して行っていますが、これらを含め、今後も既存水源の水位監視を行い、市全域での地下水位の変動把握や水源保全活動を継続していくことが重要です。



図：松任地域井戸設置禁止・規制地域図

3.2.2 適切な水質検査の実施と給水栓の水質

本市は、地域によって水源が異なります。松任・美川地域は地下水（山島台 NT は県水）を、鶴来地域は県水と地下水の混合で白山ろく地域は表流水などを水源としております。このため下表のような成分に特徴があります。

本市水道では、水道法に基づき定期的水質検査（検査地点、検査項目及び年間検査回数等）や臨時の水質検査、水質検査結果の評価や対応を定めた水質検査計画を毎年度策定しています。この計画に従い、原水や給水栓末端部での水質検査を行ったうえで、市民のみなさまに安全な水道水を供給しています。

今後においても、水質検査計画に従い、適切に水質検査を行い、安全で良質な水道水を市民のみなさまに供給しつづける必要があります。



表：各給水区の給水栓水質（上水道）

水質項目	基準値	単位	令和4年度平均値									
			松任給水区		美川給水区		鶴来給水区					
			松任中央	千代野	美川	湊	A高区	B高区	中区	低区1	低区2	
一般細菌	100以下	個/ml	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸菌	検出されないこと		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛及びその化合物	0.01以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.003
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/L	1.8	1.4	0.6	0.4	0.3	0.3	0.5	0.6	1.5	
総トリハロメタン	0.1以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0007	0.0005未満	0.0130	0.0160	0.0061	0.0018	0.0005未満	
鉄及びその化合物	0.3以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/L	118	101	60	53	34	34	60	75	109	
蒸発残留物	500以下	mg/L	188	164	111	102	60	58	92	112	174	
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	mg/L	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.4	0.4	0.2未満	0.2未満	0.2未満	
pH値	5.8～8.6		6.8	6.7	6.8	7.4	7.4	7.6	7.2	7.0	6.7	
色度	5以下	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
濁度	2以下	度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
残留塩素	0.1以上	mg/L	0.4	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	
水温		℃	17.1	17.0	18.5	16.9	13.3	15.0	16.7	17.0	16.1	

表：各給水区の給水栓水質〔上水道（企業会計）〕

水質項目	基準値	単位	令和4年度平均値			
			西南部給水区		山島台給水区	みずほ給水区
			加賀野	笠間		
一般細菌	100以下	個/ml	0	0	0	0
大腸菌	検出されないこと		-	-	-	-
鉛及びその化合物	0.01以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/L	0.9	1.0	0.3	2.4
総トリハロメタン	0.1以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0120	0.0005未満
鉄及びその化合物	0.3以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/L	75	76	34	108
蒸発残留物	500以下	mg/L	126	124	60	183
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	mg/L	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
pH値	5.8～8.6		7.0	6.8	7.4	6.6
色度	5以下	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
濁度	2以下	度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
残留塩素	0.1以上	mg/L	0.4	0.3	0.4	0.4
水温		℃	16.7	16.2	14.2	15.8

表：各給水区の給水栓水質〔市営簡易水道等 1/3〕

水質項目	基準値	単位	令和4年度平均値									
			河内給水区					吉野谷給水区				中宮
			河内			直海谷		市原				
			河内	福岡第1	福岡第3	吹上	久保	吉野広域	下吉野	市原瀬波		
一般細菌	100以下	個/ml	0	0	0.3	0.1	0.1	0	5.0	0	0	
大腸菌	検出されないこと		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉛及びその化合物	0.01以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/L	0	0.7	0.1	0.4	0.4	0.5	0.7	0.9	0.4	
総トリハロメタン	0.1以下	mg/L	0.0009	0.0005未満	0.0002	0.0041	0.0031	0.0099	0.0007	0.0016	0.0002	
鉄及びその化合物	0.3以下	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.0033	0.0033	0.0075	0.03未満	0.03未満	
マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/L	55	50	72	22	22	39	24	34	46	
蒸発残留物	500以下	mg/L	116	96	122	67	63	57	56	60	75	
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.08	0.3未満	0.3未満	
pH値	5.8～8.6		7.4	6.6	7.9	7.3	7.3	7.7	7.1	7.8	7.3	
色度	5以下	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.07	0.23	0.5未満	0.67	0.5未満	0.5未満	
濁度	2以下	度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.01	0.15	0.1未満	0.43	0.1未満	0.1未満	
残留塩素	0.1以上	mg/L	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.4	
水温		℃	14.6	13.2	14.9	14.3	13.0	15.2	12.4	14.8	12.8	

表：各給水区の給水栓水質〔市営簡易水道等 2/3〕

水質項目	基準値	単位	令和4年度平均値								
			鳥越給水区								
			下野	三坂	杉森	神子清水	左礫	相滝	吉原	河原山	城山
一般細菌	100以下	個/ml	0	0	0	0.2	2.0	0	0	0	0.1
大腸菌	検出されないこと		-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛及びその化合物	0.01以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/L	1.3	0.7	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	1.0	0.3
総トリハロメタン	0.1以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0007	0.0004	0.0005未満	0.0052	0.0053	0.0002	0.0146
鉄及びその化合物	0.3以下	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.0033	0.03未満	0.03未満	0.0033	0.03未満	0.03未満
マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.0083
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/L	47	41	17	27	22	15	22	34	11
蒸発残留物	500以下	mg/L	77	77	72	76	52	57	61	68	56
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.04	0.06	0.04	0.3未満	0.53
pH値	5.8～8.6		6.5	6.5	7.3	6.9	7.0	7.2	7.4	7.4	6.8
色度	5以下	度	0.5未満	0.5未満	0.13	0.13	0.22	0.06	0.11	0.5未満	1.78
濁度	2以下	度	0.1未満	0.1未満	0.05	0.03	0.10	0.01	0.03	0.1未満	0.52
残留塩素	0.1以上	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3
水温		℃	14.9	15.5	13.3	14.5	11.5	14.9	14.6	12.1	14.4

表：各給水区の給水栓水質〔市営簡易水道等 3/3〕

水質項目	基準値	単位	令和4年度平均値				
			尾口給水区			白峰給水区	
			瀬女		一里野	白峰	
			瀬戸	女原		白峰	桑島
一般細菌	100以下	個/ml	0	0.1	0	0.2	0.1
大腸菌	検出されないこと		-	-	-	-	-
鉛及びその化合物	0.01以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002	0.001未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/L	0.3	0.4	0.3	0.2	0.3
総トリハロメタン	0.1以下	mg/L	0.0144	0.0169	0.0125	0.0055	0.0018
鉄及びその化合物	0.3以下	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.0033	0.03未満	0.03未満
マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/L	35	46	59	15	53
蒸発残留物	500以下	mg/L	43	64	73	62	63
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	mg/L	0.10	0.17	0.3未満	0.03	0.20
pH値	5.8～8.6		7.4	7.7	7.9	7.6	7.7
色度	5以下	度	0.13	0.28	0.5未満	0.01	0.09
濁度	2以下	度	0.04	0.23	0.03	0.1未満	0.1未満
残留塩素	0.1以上	mg/L	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2
水温		℃	15.9	14.5	13.7	14.5	11.8

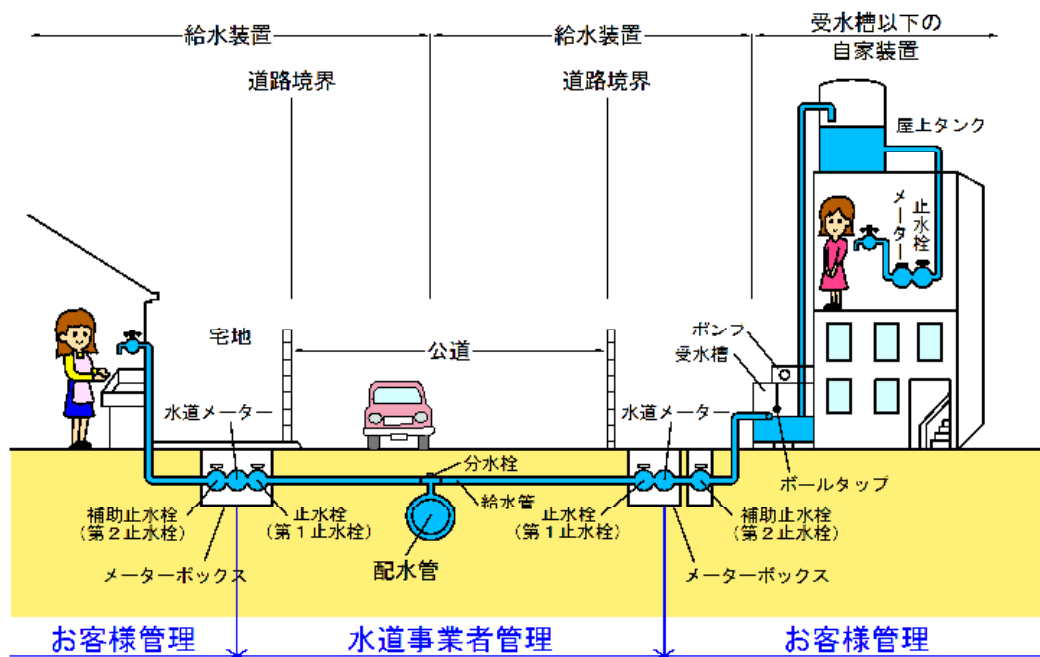
3.2.3 安全性に関する情報公開

本市水道では、安全性に関する情報公開として、水道法に基づく水質基準項目や基準値、給水栓末端部における水質検査結果を、毎年度市のホームページで公表しています。

しかしながら、水道を取り巻く環境では水質汚染事故や異臭味被害等のさまざまなリスクが存在し、水源から給水栓に至る統合的な水質管理が求められています。厚生労働省では食品業界で導入されている HACCP（ハサップ）手法の考え方を水道分野に取り入れた水安全計画の策定を推奨していますが、本市では未策定の状況であり、本市水道の状況を考慮した水安全計画を策定する必要があります。

3.2.4 給水装置の管理区分

給水装置は水道施設と一体をなす水道の一部であり、基本的に個人の財産です。そのため、市民のみなさまの費用で設置していただき、日頃から漏水の確認をされるなど、適正な維持管理を行っていただくことが大切になります。



図：給水装置の管理区分

3.2.5 鉛製給水管の状況

鉛の水質基準が平成15年4月に0.05mg/Lから0.01mg/Lに強化されたこと、また、鉛製給水管の漏水発生率が高いことから、本市水道事業では道路部の鉛製給水管の解消を配水管布設替等に併せて実施しています。しかしながら、上水道及び市営簡易水道（企業会計）の給水エリアにおいて、令和4年度末現在での鉛製給水管率が43.1%であることから、計画的に鉛製給水管を解消していくことが重要です。

$$\text{A401 : 鉛製給水管率 (\%)} = (\text{鉛製給水管使用件数} / \text{給水件数}) \times 100$$

	R04
鉛製給水管使用件数（件）	約 17,400
給水件数（件）	40,351
鉛製給水管率（%）	43.1

※上水道

※内外面ライニング鉛製給水管を含む



図：鉛管からの漏水

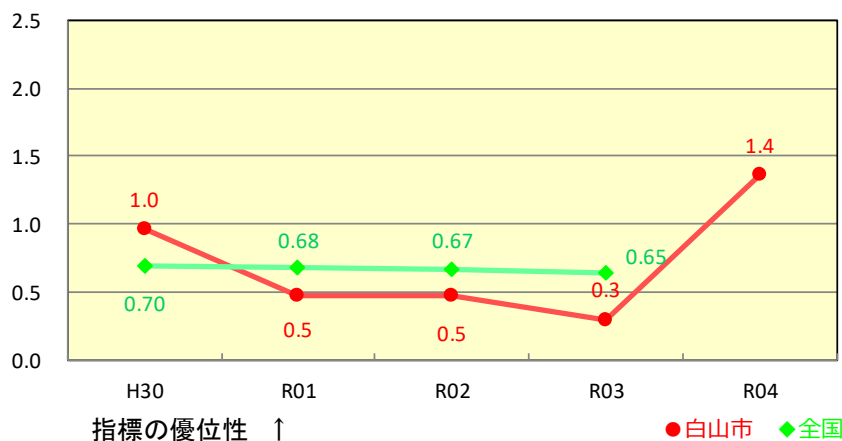
3.3 危機管理への対応は徹底されているか

3.3.1 水道施設の老朽化状況

本市水道施設の老朽化状況に関して、管路の業務指標から判断すると、管路の更新率は全国平均以下であり、管路の更新量を従来以上に推進する必要があるといえます。水道管路の法定耐用年数は40年であり、法定耐用年数で更新する場合は管路の更新率は2.5%となります。今後は本市における管路の更新基準（更新サイクル）を設定し、適切に更新を行っていくことが重要です。

また、管路を含め法定耐用年数を超える水道資産が近年増大していることから、管路マッピングシステムや固定資産台帳システムの情報、設備の保全情報等を活用して、水道施設の更新が着実に進められる体制を構築し、更新を推進していく必要があります。

B504：管路の更新率（%） = (更新された管路延長/管路延長)×100



	H30	R01	R02	R03	R04
更新された管路延長 (km)	6	3	3	2	9
管路延長 (km)	623	629	639	659	664
管路の更新率 (%)	0.96	0.48	0.47	0.30	1.36

※上水道

■ 指標の優位性

指標の優位性の記号について「↑」は数値が高いほどよく、「↓」は数値が低いほどよいことを示しています。

3.3.2 水道における災害対策

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に三陸沖を震源とする M9.0 の地震が発生し、白山市でも震度 2 を観測するなど東日本を中心に北海道から九州にかけて広い範囲で揺れを観測し、水道施設においては 22 都道県で断水が発生し、総断水戸数は 256.7 万戸に及び、多大な被害が発生しました。

また、平成 28 年 1 月に九州全 7 県で、平成 30 年 1 月には県内能登地方の 8 市町で寒波による水道管の凍結や破損による断水被害が発生しました。能登地方の寒波では冷え込みが特に厳しかったことに加え、空き家が多いことから水道管の破裂に気付かずに漏水が続く、配水池の供給が追いつかなくなったことも要因の一つとして挙げられています。

本市水道における災害対策の取組として、耐震化対策としては浄水場や配水池等の施設の耐震化や管路の耐震化、停電対策、消火用水の確保等を行うとともに、応急対策としては応急給水計画や危機管理マニュアルの策定、他事業体との災害協定の締結等の対策を行ってきました。また、空き家対策としては、水道メータの検針において 2 回連続で使用量が 0 だった場合は給水管の閉栓（中止）案内を通知し、閉栓（中止）を促すことで空き家における給水管の凍結による漏水リスクを低減しています。

厚生労働省が公表した新水道ビジョンにおいては、確実な給水の確保のための当面の目標点として、すべての水道事業者において、地震等の災害に対して総合的な危機管理体制の確立を目指しつつ、自らの給水区域内で最も重要な給水拠点を設定し、当該拠点を連絡する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了させるとともに、災害時に有効に機能するよう、地元関係行政機関、災害拠点施設、水道工事業者、登録検査機関、住民等が適切に連携した対応の方針・方策を取りまとめるものとしており、本市においても計画的かつ継続して災害対策を推進していく必要があります。

また、令和 4 年 8 月 4 日の豪雨により、本市でも床上浸水・床下浸水が発生し、水道施設でも甚大な被害が発生しました。今後においては豪雨に備えた訓練や水道施設の更新時における土砂災害警戒区域等を避けた建設等、豪雨対策を推進していく必要があります。

3.3.3 水道施設の耐震化状況

(1) 配水池

令和 4 年度末現在での配水池耐震対策状況一覧を次頁に示します。

上水道について、松任地域は令和 3 年度にソフト統合した西南部、みずほ、山島台配水池においては、近年に整備した笠間配水池 No2 を除いて耐震診断が未実施であり、今後の拡張計画に併せて配水池の耐震化を図っていく必要があります。一方、鶴来地域は明島配水池を除くすべての配水池において耐震性能が不明であり、早急に耐震診断を行い、耐震性能を確認する必要があります。特に鶴来地域ではほとんどの配水池が法定耐用年数（鉄筋コンクリート造のもの：60 年）の半分である 30 年を経過しており、耐震診断の結果次第では更新に併せた耐震化を視野に入れることも重要です。

市営簡易水道（白山ろく地域）においては、市原配水池のみ設計時に耐震性能を考慮しており、その他の配水池において耐震診断が未実施であり、白山ろく水道整備計画と調整を図ったうえで、優先順位を考慮して耐震性能を確認する必要があります。

表：配水池の耐震化状況（上水道）

事業	地域	配水池	構造	容量 (m ³)	竣工年	※経年	耐震診断	耐震性能	備考
上水道	松任地域	松任第2配水池	PC造	3,000	1990	32	済	有	石同新浄水場
		松任第3配水池	SUS造	3,000	1999	23	済	有	
		千代野配水池	PC造	1,880	1977	45	済	有	千代野浄水場
		小計		7,880					
	西南部	加賀野配水池No1 [※]	RC造	317	1974	48	未実施	不明	加賀野浄水場
		加賀野配水池No2 [※]	RC造	210	1980	42	未実施	不明	
		笠間配水池No1	RC造	210	1993	29	未実施	不明	笠間浄水場
		笠間配水池No2	SUS造	620	2013	9	-	有	
		小計		1,357					
	山島台	山島台配水池	RC造	600	1993	29	未実施	不明	浄水受水
	みずほ	みずほ配水池	PC造	440	1973	49	未実施	不明	みずほ浄水場
	美川地域	美川第1配水池	PC造	1,526	1972	50	未実施	不明	美川浄水場
		美川第2配水池	SUS造	864	2010	12	-	有	
		湊配水池	PC造	1,172	1994	28	済	無	湊浄水場
		小計		3,562					
	鶴来地域	中区第1配水池	RC造	1,000	1981	41	未実施	不明	浄水受水
		中区第2配水池	RC造	542	1964	58	未実施	不明	
		A高区配水池	RC造	440	1985	37	未実施	不明	
		B高区第1配水池	RC造	300	1986	36	未実施	不明	将来廃止予定
			SUS造	300	2019	3	済	有	
		B高区第2配水池	RC造	700	1965	57	未実施	不明	
		低区坂尻配水池	RC造	2,300	1990	32	未実施	不明	浄水受水
		行町配水池	RC造	900	1986	36	未実施	不明	行町浄水場
		中区中継槽	RC造	416	1964	58	未実施	不明	
		明島配水池	SUS造	1,000	2011	11	-	有	明島浄水場
	小計		7,898						
	合計			21,737					

※令和5年度から加賀野配水池を更新し、令和7年度末に供用開始予定(1,260m³)

※経年はR4末時点

「-」は建設時に耐震性能を考慮して設計した施設

表：配水池の耐震化状況〔市営簡易水道等（白山ろく地域）〕

事業	地域	配水池	容量 (m ³)	耐震診断	耐震性能	備考
簡易水道	鳥越	三坂簡易水道	22	未実施	不明	
		下野簡易水道	30	未実施	不明	
		杉森簡易水道	31	未実施	不明	
		神子清水簡易水道	65	未実施	不明	
		相滝簡易水道	38	未実施	不明	
		城山簡易水道	930	未実施	不明	
	白山ろく	白山ろく簡易水道	5,235	未実施	一部有	市原510m ³ は設計時に考慮
	小計		6,351			
飲料水 供給施設	河内	内尾飲料水供給施設	202.5	未実施	不明	
		板尾飲料水供給施設	31.85	未実施	不明	
		上金間飲料水供給施設	7.8	未実施	不明	
		金間飲料水供給施設	12	未実施	不明	
	吉野谷	中宮温泉飲料水供給施設	67.5	未実施	不明	中宮温泉浄水場
	鳥越	数瀬飲料水供給施設	6	未実施	不明	
		柳原飲料水供給施設	4	未実施	不明	
		三ツ瀬飲料水供給施設	4	未実施	不明	三ツ瀬浄水場
		仏師ヶ野飲料水供給施設	4.5	未実施	不明	
	尾口	荒谷飲料水供給施設	40.5	未実施	不明	
		深瀬飲料水供給施設	36.0	未実施	不明	深瀬浄水場
	白峰	市ノ瀬飲料水供給施設	90.0	未実施	不明	
		大道谷飲料水供給施設	79.0	未実施	不明	
	小計		585.65			
合計			6,936.65			

※鳥越地域において令和5年度末に別宮配水池を供用開始予定(670m³)

(2) 耐震化に関する各種指標

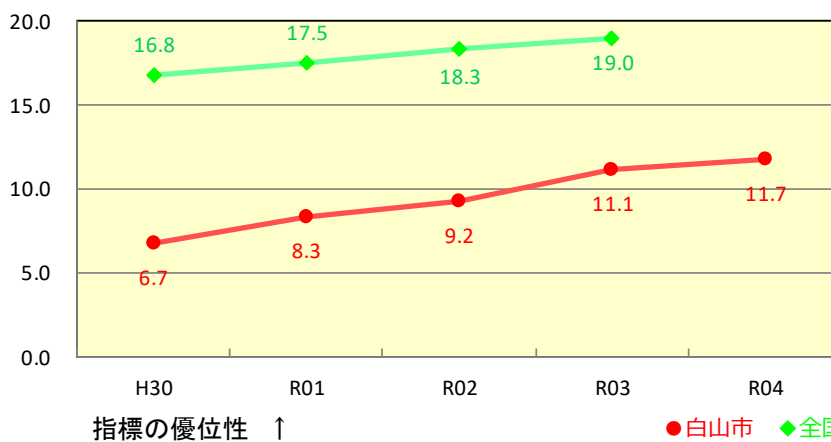
上水道の配水池耐震施設率は令和4年度末現在で49.1%となっています。今後は、耐震診断未実施施設について診断を行い、適切な耐震対策を施す必要があります。また、上水道の管路の耐震管率は同年度末現在で11.7%であり、全国平均を下回っています。このため、今後は水道施設全般において耐震化を推進し、耐震化率を向上させる必要があります。

B604 : 配水池の耐震化率 (%) = (耐震対策の施された配水池有効容量 / 配水池等有効容量) × 100

	R04
耐震対策の施された配水池有効容量	10,664
配水池有効容量	21,737
配水池の耐震化率 (%)	49.1

※上水道

B605 : 管路の耐震管率 (%) = (耐震管延長 / 管路延長) × 100



	H30	R01	R02	R03	R04
耐震管延長 (km)	42	52	59	73	78
管路延長 (km)	623	629	639	659	664
管路の耐震管率 (%)	6.7	8.3	9.2	11.1	11.7

※上水道

また、前述の管路の耐震化率は管路総延長に対する耐震管の割合を示しますが、この耐震管とは地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管のことです。これに対して、耐震管以外でも管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管等があり、耐震管にそれらを加えたものが「耐震適合性のある管」とされています。本市上水道及び市営簡易水道等（白山ろく地域）では、令和4年度末で基幹管路の耐震管率は22.1%、基幹管路の耐震適合率は38.0%となっています。今後は基幹管路の設定及び耐震化を推進し、基幹管路の耐震管率、耐震適合率を向上させていくことが重要です。

表：基幹管路の耐震化状況

	管路総延長 (km)	基幹管路(φ150以上)に関する指標				基幹管路の耐震適合率 (%)
		基幹管路 総延長 (km)	耐震適合性のある管の延長 (km)		基幹管路の 耐震管率 (%)	
			耐震管の延長 (km)	耐震管以外の延長 (km)		
上水道及び 市営簡易水道等 (白山ろく地域)	906.3	292.7	111.2	64.6	22.1	38.0

令和4年度末時点(マッピングシステムデータより)
白山市として「φ150以上の管路」を基幹管路として位置付けた

◆耐震管とは

レベル2地震動^{※1}において、管路の破損や継手の離脱等の被害が軽微な管であり、液状化等による地盤変状に対しても同等の耐震性能を有する管のことをいいます。具体的には離脱防止機構付き継手を有するダクタイル鋳鉄管、鋼管（溶接継手）、水道配水用ポリエチレン管（高密度、熱融着継手）を指します。

◆耐震適合性のある管とは

地震の際、耐震管以外でも管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管や配水支管が備えるべき耐震性能でレベル1地震動^{※2}に対して機能に重大な影響を及ぼさない管等があり、それらに耐震管を加えたものをいいます。

◆基幹管路とは

水道の耐震化計画等策定指針（平成27年6月：厚生労働省）では、基幹管路の定義として、「導水管、送水管及び配水本管としています。配水本管については、配水管のうち、給水管の分岐のないものを基本とするが、水道事業の規模、配水区域の広がり、市街化の状況、配水管路の口径・流量・配置状況等を勘案して、水道事業者等において適切に定める」としています。これを受けて、白山市としては「φ150以上の管路」を基幹管路と位置付けます。

※1：当該施設の設置地点において発生すると想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの

※2：当該施設の設置地点において発生すると想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いもの

3.3.4 管路等の被害想定

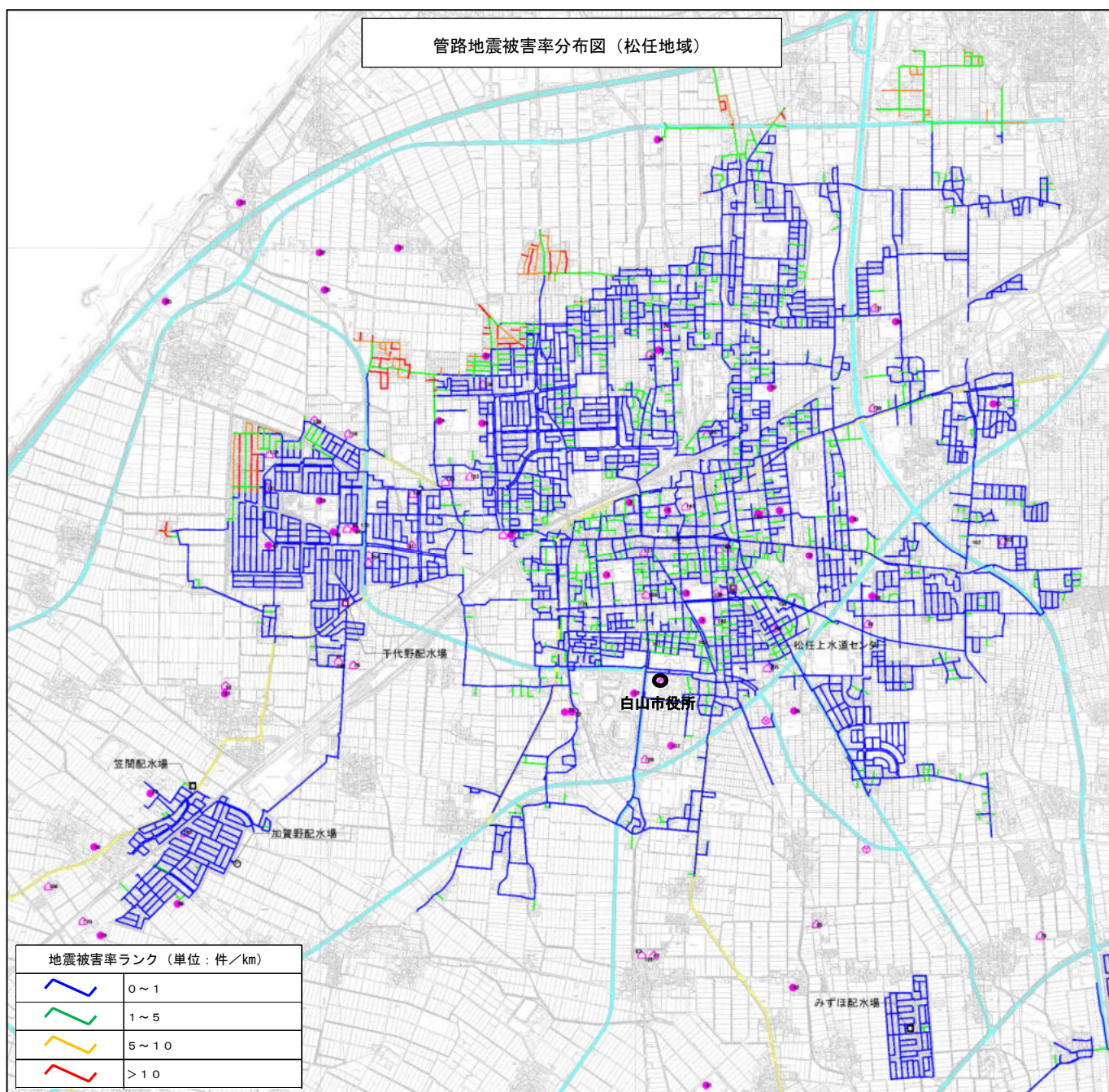
石川県は、平成7年度から3ヶ年計画で、地震災害を予測するため、県内に大きな4つの地震（加賀平野の地震、大聖寺の地震、邑知潟の地震、能登半島北方沖の地震）が発生した場合を想定した「地震被害想定調査」を実施しました。白山市地域防災計画では、この調査の成果を防災対策に反映するとともに、関連する各種の調査、事業計画等の基礎資料として活用するものとしています。上述の4つの地震のうち、加賀平野の地震が本市において最も被害が大きいと想定されています。

本市水道においても、平成28年度に上述の加賀平野の地震や最新の管路データ及び算定式を用いて「管路地震被害想定調査」を実施し、管路地震被害率（件/km）を算出しました（次頁参照）。今後の管路耐震化については、管路地震被害率に基づき、基幹管路の設定や重要給水施設への給水等、管路耐震化の優先順位や整備年度を設定し、着実に耐震化を推進していく必要があります。

表：県及び市が実施した管路地震被害想定と比較

		平成8年度石川県地震被害想定調査 (H9.3:石川県環境安全部消防防災課)			白山市管路地震被害想定調査 (H29.3:白山市水道建設課)			
		延長(km)	被害件数(件)	被害率(件/km)	延長(km)	被害件数(件)	被害率(件/km)	
白山市		498	938	1.88	842	1,343	1.59	
内訳	松任	240	311	1.30	354	329	0.93	
	美川	52	242	4.64	86	599	6.97	
	鶴来	151	339	2.25	172	177	1.03	
	白山ろく*	河内	3	3	1.03	36	37	1.03
		吉野谷	9	23	2.72	46	47	1.03
		鳥越	18	19	1.05	72	74	1.03
		尾口	12	1	0.12	36	37	1.03
	白峰	13	0	0.00	40	41	1.03	
管路データ*		平成8年度末			平成27年度末			
管路地震被害率算定式		過去の地震被害の事例を基に導き出した経験式			「地震による管路被害予測の確立に向けた研究報告書」(H25.3:水道技術研究センター)による算定式			

※白山市管路地震被害想定調査のうち、白山ろく地域の被害率は鶴来地域のものを準用
 ※白山市管路地震被害想定調査の管路データは平成27年度末のマッピングシステムデータを活用



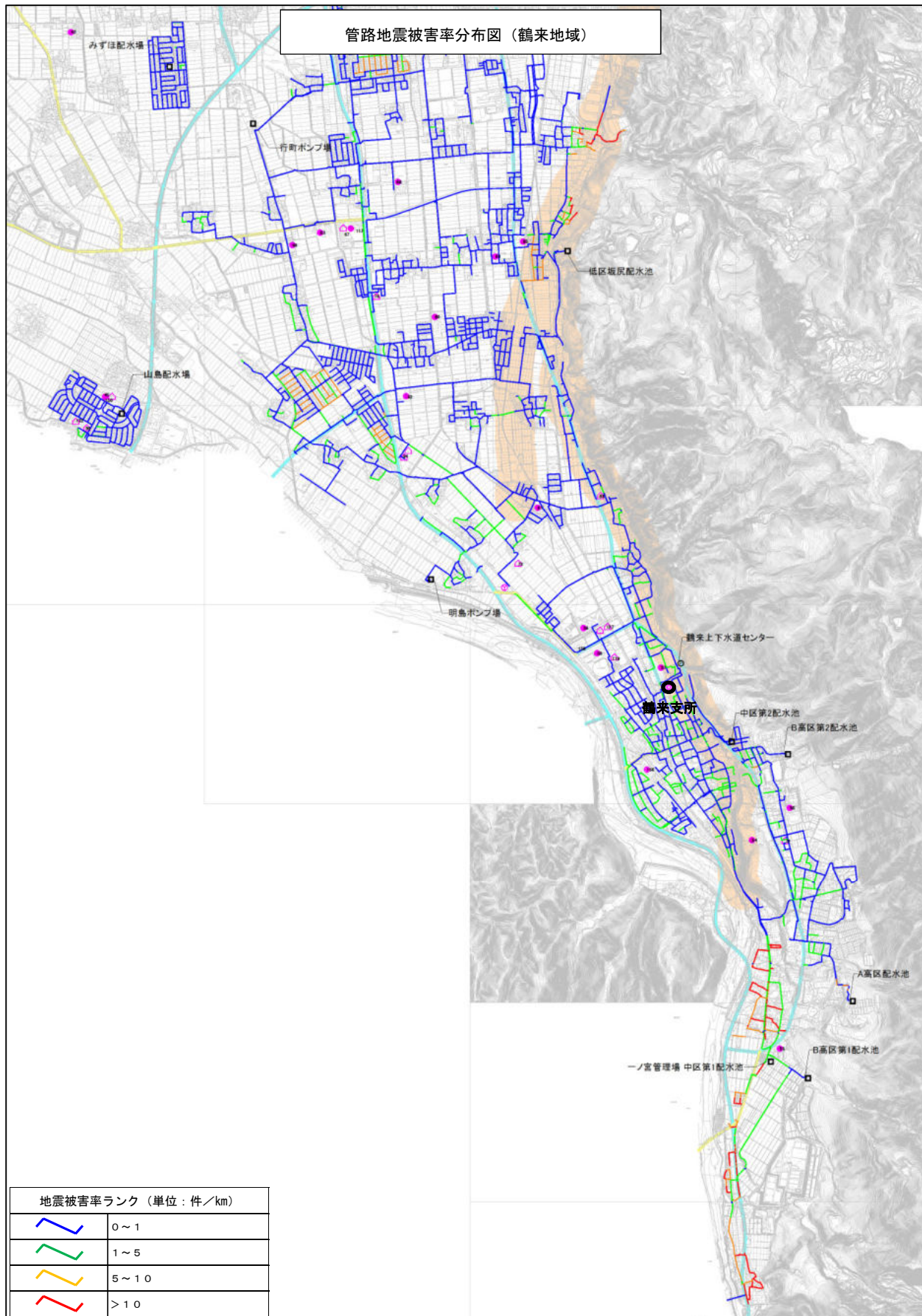
図：管路地震被害率分布図（松任地域）

〔白山市管路地震被害想定調査報告書（平成 29 年 3 月）〕

（※φ50 以上の配水管を評価対象としている）



図：管路地震被害率分布図（美川地域）
 〔白山市管路地震被害想定調査報告書（平成 29 年 3 月）〕
 （※φ50 以上の配水管を評価対象としている）



図：管路地震被害率分布図（鶴来地域）

〔白山市管路地震被害想定調査報告書（平成29年3月）〕

（※φ50以上の配水管を評価対象としている）

3.3.5 災害時の応急体制

(1) 災害時の各種協定

大規模地震等における応急給水作業は、市の災害対策本部の構成員として基本的に本市水道事業者が担当しますが、水道事業者のみで対応することは人員確保等の面で現実的に困難です。このため、災害発生後において、市民のみなさまに対する給水制限や給水停止等を最低限に抑えることができるよう、本市水道では災害時に関する協定を締結しています。今後も災害時の対応を確実なものにできるよう、相互応援ネットワークの構築を広げていくことが重要です。

表：災害時に関する協定

協定名称	水道に関する応援内容	協定締結日
災害時における応急対策工事に関する細目協定 (白山市管工事協同組合)	応急復旧工事、被災防止工事	平成18年8月22日
日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	応急給水・応急復旧活動全般	平成20年2月7日
日本水道協会石川県支部災害時相互応援に関する協定	応急給水・応急復旧活動全般	平成22年5月14日
災害時における応急対策活動に関する協定 (白山市さく井業災害対策協議会)	応急対策活動	平成26年3月20日
白山市・野々海市・川北町災害時相互応援協定	水道、下水道の応急復旧活動	平成26年7月1日

(2) 応急給水活動

白山市地域防災計画では、災害時においても円滑に応急給水を行うため、以下の給水拠点、応急給水目標の目安を定めています。今後は応急給水拠点の位置付け等を明確にするとともに、これらの情報に関して市民のみなさまへの広報活動を推進していく必要があります。

- 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。
- 以後、応援体制を整え次第、順次、公園や集会場所等の避難場所等などに給水拠点を拡大する。
- 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

白山市地域防災計画 地震災害対策編：白山市防災会議より抜粋

表：応急給水目標の目安

給水対象	地震発生からの日数	目標水量 (人/日)	住民の水の 運搬距離	主な給水方法
断水地域における一般 利用者	3日目まで	3人/日	概ね 1km以内	・水道施設における拠点給水 ・給水車等による運搬給水
	4日目～10日目	20～30人/日	概ね 500m以内	・給水車等による運搬給水 ・仮設給水栓の設置
	11日目～15日目	30～40人/日	概ね 250m以内	・仮設給水栓の増設
	16日目～28日目	100～250人/日	概ね 10m以内	・各戸給水 ・仮設給水栓の設置
病院・福祉施設等	水道復旧まで随時	必要量	・仮設送水管・給水栓の設置 ・給水車等による運搬給水	

白山市地域防災計画 地震災害対策編：白山市防災会議を加工

また、本市水道では応急給水計画に基づき、災害時における応急給水用資機材を配備しています。今後は本市水道の耐震化計画に基づき応急給水用資機材の追加等を検討する必要があります。

表：応急給水用資機材の備蓄状況 1

種別	機材名	規格・仕様	保有数量	単位	特記事項
車両	給水タンク車(加圧)	3m ³	1	台	松任上水道センター
	給水タンク車(加圧)	2m ³	1	台	鶴来白山ろく上下水道課
給水容器	給水タンク	2m ³ (車載用)	1	基	アルミ製 鶴来白山ろく上下水道課
		1.5m ³	1	基	松任上水道センター
		組立式 1m ³	3	基	松任上水道センター
		組立式 1m ³	2	基	美川水道管理センター
		組立式 1m ³	2	基	千代野配水場
		組立式 1m ³	3	基	鶴来白山ろく上下水道課
		0.5m ³	1	基	ステンレス製 鶴来白山ろく上下水道課
	給水ポリタンク	20リットル	48	個	松任上水道センター
		20リットル	15	個	千代野配水場
		20リットル	15	個	加賀野配水場
20リットル		15	個	笠間配水場	
10リットル		15	個	山島台配水場	

令和5年3月現在

表：応急給水用資機材の備蓄状況 2

種別	機材名	規格・仕様	保有数量	単位	特記事項
給水容器	給水袋	6リットル	4,900	袋	非常用飲料水袋(リュックタイプ) 松任上水道センター
		6リットル	2,000	袋	非常用飲料水袋(リュックタイプ) 鶴来白山ろく上下水道課
計			6,900	袋	
機材	音聴棒		6	本	松任上水道センター 内一つ電子音聴棒
			4	本	鶴来白山ろく上下水道課
計			10	本	
	ボックス探知機	金属探知機	1	基	松任上水道センター
計			1	基	
機材	漏水探知機		2	基	松任上水道センター
			2	基	鶴来白山ろく上下水道課
計			4	基	
機材	地中管探知機		1	基	松任上水道センター
計			1	基	
機材	応急給水装置	水栓数4栓	1	基	松任上水道センター
		水栓数4栓	1	基	美川水道管理センター
		水栓数4栓	3	基	鶴来白山ろく上下水道課
計			5	基	

令和5年3月現在

3.3.6 石川県水道用水供給事業の耐震化事業

石川県水道用水供給事業は、本市を含め加賀市から七尾市に至る9市4町を対象に水道用水を供給しています。本市水道における令和4年度の1日最大受給水量は5,920m³/日となっています。

同用水供給事業の送水管は約184kmにおよび、約6割が供用開始以来40年以上経過し、老朽化が進んでいます。また、災害時にも安定した水道用水の供給するため、平成22年度より送水管の耐震化事業に着手しました。既設送水管とは別ルートで耐震性の高い送水管を整備し、2系統化することにより、災害時にも安定した水道用水の供給が可能となります。



図：石川県営用水供給事業送水管耐震化事業の概要

(出典：石川県土木部水道企業課 HP)